

児玉町文化財調査報告書 第34集

児玉条里遺跡

— 九 郷 地 区 —

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書 29

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第34集

こ だま じょう り い せき
児玉条里遺跡

— 九 郷 地 区 —

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書 29

2000

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

児玉町の水田地帯の日常の風景であった児玉条里の景観は、古代以来の永い歴史を経て形成されてきた先人達の努力の結晶です。このような歴史的な景観は、この土地の上で様々な歴史が繰り広げられながらも今日まで受け継がれた、児玉地域の重要な文化遺産であると言ってよいでしょう。

このたびの九郷地区の県営かん漑排水事業によって、古代以来、児玉郡の灌漑の幹線として永らく機能していた「九郷用水」も、今では灌漑の機能を失い、幹線排水路として生まれ変わっています。また、灌漑用水は地下に埋設されたパイプラインによって安定して供給されるようになりました。

このような児玉条里遺跡をとりまく歴史的な景観は、今回の大規模な開発によって大きく変貌を遂げ、ここで繰り広げられた歴史的な営みは、今後ますます忘れ去られ失われて行くことでしょう。しかし、急激な変化の時期を迎えた今日、私たちはこの土地に刻まれた歴史をできる限り観察し記録に残しておかなければなりません。

このたび、やむを得ず破壊されることになったこの歴史的遺産は、ここに調査記録として形を変え永く後世に伝えることになりました。本報告書ももとより充分なものとは言えませんが、この土地に残された歴史的な営みの数々は、私たちの文化的で住みよい環境を創ってゆくためのひとつの指針であり、今後ますます保護してゆくべきものであります。この調査によって明らかとなった成果は、この発掘調査報告書に述べたところではありますが、これらの成果と共に町内外に数多く残されている様々な文化財を有効に活用してゆくことが、我々の将来に残された課題ではないかと考えております。

このたび、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、埼玉県本庄農林振興センターや県教育局生涯学習部文化財保護課のご指導や、地元土地改良区をはじめとする多くの関係諸機関ならびに関係各位のご協力の賜と深く感謝いたします。この報告書は、埋蔵文化財の保護と活用にとってのささやかな第一歩であるに過ぎませんが、今後ますます重要度を増してくる地域の学習や教育あるいは研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いと存じます。

平成12年3月1日

児玉町教育委員会
教育長 富 丘 文 雄

例 言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字吉田林、同大字蛭川ほかに所在する児玉条里遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、県営かん排事業（九郷地区）に先立つ町内遺跡発掘調査事業として、平成元年度から平成3年度に児玉町教育委員会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・県費補助金（埼玉県教育委員会）および委託金（埼玉県）である。
4. 本書は、県営かん漑排水事業（九郷地区）関連の町内遺跡発掘調査事業のうち児玉条里遺跡について報告するものであり、同区域内に所在する集落遺跡その他については既刊の児玉町文化財調査報告書を参照されたい。
5. 本報告に関わる発掘調査の担当は、主として恋河内昭彦があたった。また、条里遺構についての調査については町史編さん係の協力を得た。なお、本書の編集については桜井和哉をはじめ整理参加者の協力を得て鈴木徳雄が行った。
6. 発掘調査及び本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）
赤熊浩一、荒川正夫、池田敏宏、太田博之、大屋道則、金子彰男、小宮山克己、坂本和俊、篠崎 潔、外尾常人、高橋一夫、田村 誠、利根川章彦、鳥羽政之、永井智教、長滝歳康、中村倉司、長谷川 勇、長谷川典明、平田重之、増田一裕、丸山 修、丸山陽一、宮本直樹、矢内 勲、弓 明義、山口逸弘
埼玉県教育局文化財保護課、児玉郡市文化財担当者会、東海大学考古学研究会
埼玉県本庄農林振興センター、児玉町史編さん委員会
7. 本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。
挿図作成（桜井和哉、福島礼子、倉林常子）
原稿作成（鈴木徳雄、桜井和哉）
その他（徳山寿樹、松澤浩一、田口照代）

目 次

序
例言
目次

第 I 章 発掘調査の経緯	1
第 II 章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
1. 地理的環境	
2. 歴史的環境	
第 III 章 児玉条里遺跡南部地区の調査	7
1. 遺跡の概要	
2. 児玉条里遺跡 A 区	
3. 児玉条里遺跡 B 区	
4. 児玉条里遺跡 C 区	
5. 児玉条里遺跡 D 区	
第 IV 章 児玉条里と地理的景観の形成	18
1. 児玉条里の形成過程	
2. 児玉条里と中世初期の開発	
3. 児玉条里と近世の変化	
引用・参考文献	40
児玉条里基礎資料	43

写真図版



第1図 児玉条里遺跡の現況

第 I 章 発掘調査の経緯

本報告にかかわる児玉条里遺跡（No.54-121・122・285）の発掘調査は、平成元年度～平成3年度にわたって実施された県営かん漑排水事業（九郷地区）に先立つ埋蔵文化財保存事業として実施したものである。各年度とも埼玉県教育局文化財保護課、埼玉県耕地課、埼玉県本庄土地改良事務所および児玉町教育委員会が前年12月に事前の調整会議を行い、当該年度に本庄土地改良事務所から埋蔵文化財の取扱いについての協議が町教育委員会を経由して県教育委員会へ提出され、やむを得ず現状変更される区域について発掘調査による記録保存の措置をとることが決定したものである。この結果に基づきながら、本庄土地改良事務所と町教育委員会で打ち合せを重ねながら、現地の発掘調査を実施した。なお、平成3年度の発掘調査に至るそれぞれの経緯については、既刊の『児玉町文化財調査報告書』の第29集（1998）、第31集（1999）に記載したとおりである。

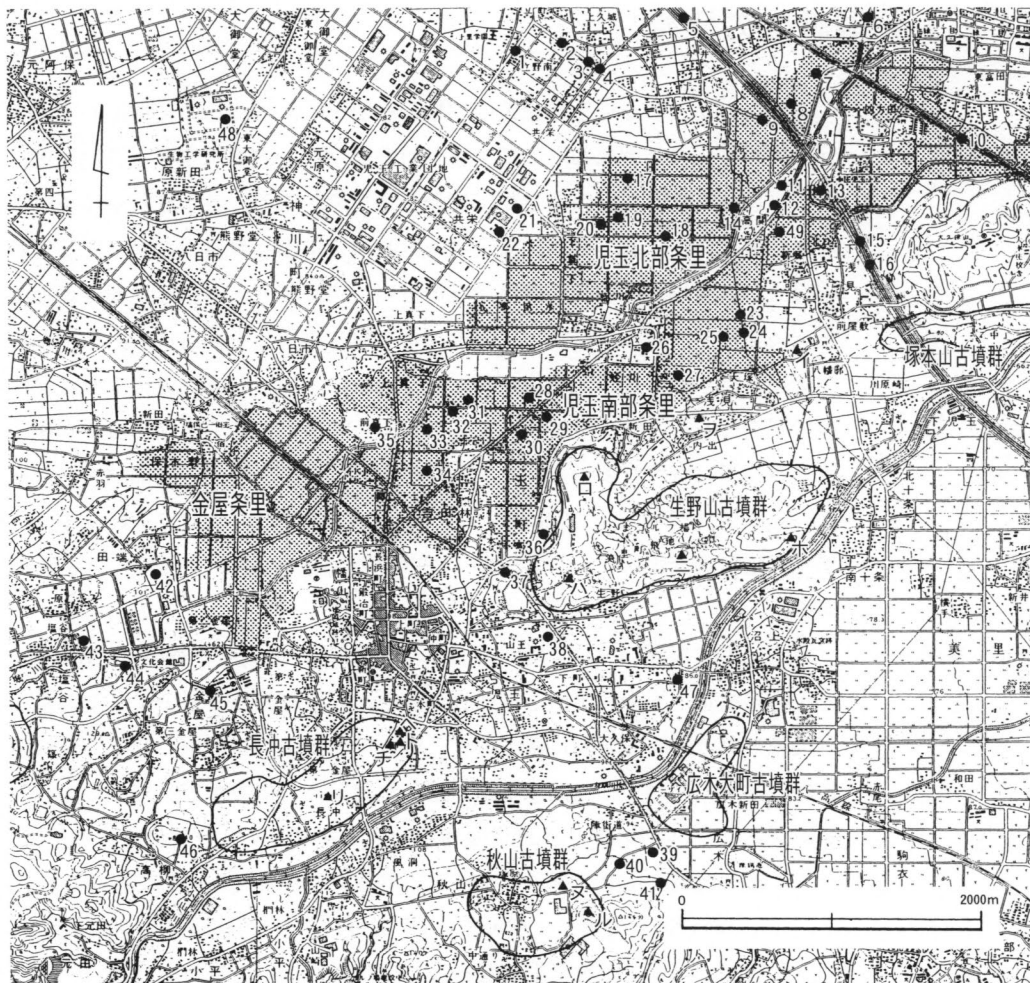
平成元年度

平成元年度事業については、昭和63年12月26日に埼玉県教育局文化財保護課、埼玉県耕地課、埼玉県本庄土地改良事務所、児玉町教育委員会による調整会議が実施された。この結果に基づいて、やむをえず工事の実施に伴って現状変更される区域については発掘調査を実施し記録保存の措置をとることになった。発掘調査については、本庄土地改良事務所より平成元年8月10日付け本地第877号による「埋蔵文化財発掘通知」が児玉町教育委員会を経由して提出され、また、児玉町教育委員会より平成元年8月10日付け児教社第165号で「埋蔵文化財発掘調査通知」が埼玉県教育委員会を経て文化庁に提出された。なお、文化庁からは平成元年12月19日付元委保記第5-4283号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。埼玉県教育委員会からは、平成元年8月23日付け教文第3-160号による「周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等について」の指示通知が本庄土地改良事務所に通知された。

発掘調査

なお、児玉条里遺跡の発掘調査についての基本的な方針は、各年度の県営土地改良事業によって破壊される計画路線区域を中心に実施することとし、地中に埋没している遺構については、施工に際して直接現状変更が及ぶ地点および区域に限定した。また、現存する条里形地割りと埋没条里の相互関係も現状変更されるところから、必要に応じて両者の相関を確認するための小さな調査区を条里形地割りの残存している区域を中心に設定し発掘調査を実施した。

（事務局）



第2図 児玉条里遺跡と周辺の遺跡

No.	遺 跡 名	No.	遺 跡 名	No.	遺 跡 名
1	立野南遺跡 (赤熊他1986)	23	浅見境北遺跡 (恋河内1997)	45	倉林後遺跡 (利根川1981、1994他)
2	八幡太神南遺跡 (赤熊他1986)	24	浅見境遺跡 (1986調査)	46	ウリ山遺跡 (1981調査)
3	熊野太神南遺跡 (赤熊他1986)	25	東田遺跡 (恋河内1997)	47	児玉大久保遺跡 (1991調査)
4	今井遺跡群 (赤熊他1986)	26	共和小学校校庭遺跡 (恋河内1989他)	48	巨樹原檜下遺跡 (篠崎1991他)
5	久城前遺跡 (横川他1978)	27	日延遺跡 (恋河内1998他)	49	東牧西分遺跡 (恋河内1995)
6	社具路遺跡 (横谷川他1987)	28	辻堂遺跡 (恋河内1996)	児玉町付近の主要な古墳	
7	地神遺跡 (岩瀬1998)	29	南街道遺跡 (恋河内1996)	イ	鷲山古墳 (坂本他1986)
8	今井条里遺跡 (岩田1998)	30	宮田遺跡 (恋河内1996)	ロ	生野山銚子塚古墳 (菅谷1984)
9	一丁田遺跡 (赤熊他1986)	31	石橋遺跡 (恋河内1995)	ハ	生野山物見塚古墳 (菅谷1984)
10	東谷遺跡 (柿沼他1978)	32	鶴蒔遺跡 (恋河内1995)	ニ	生野山将軍塚遺跡 (柳田1964)
11	川越田遺跡 (赤熊他1986、恋河内1993)	33	樋越遺跡 (恋河内1995)	ホ	生野山第16号墳 (菅谷1984)
12	梅沢遺跡 (恋河内1995)	34	高縄田遺跡 (恋河内1995)	ヘ	長沖第31号墳
13	後張遺跡 (立石他1983)	35	金佐奈遺跡 (徳山他1998)	ト	長沖第32号墳
14	今井川越田遺跡 (滝瀬1997他)	36	阿知越遺跡 (鈴木他1984)	チ	長沖第25号墳 (金子他1980)
15	飯玉東遺跡 (駒宮1979、恋河内1995)	37	御林下遺跡 (駒宮1979、利根川1998)	リ	長沖第79号墳 (田口他1975)
16	雷電下遺跡 (駒宮1979、恋河内1990)	38	児玉清水遺跡 (1995調査)	ヌ	秋山庚申塚古墳 (坂本他1990)
17	前田甲遺跡 (増田1992・1995)	39	秋山大町東遺跡 (1999調査)	ル	諏訪山古墳 (坂本他1990)
18	柿島遺跡 (徳山他1995)	40	秋山大町遺跡 (1997~1999調査)	ヲ	金鑽神社古墳 (坂本他1986)
19	藤塚遺跡 (徳山他1995)	41	秋山諏訪平遺跡 (1997~1999調査他)		
20	堀向遺跡 (徳山他1995)	42	田端南堂遺跡 (大熊1999)		
21	将監塚・古井戸遺跡 (赤熊他1988)	43	ミカド遺跡 (鈴木他1981)		
22	古井戸南遺跡 (井上他1986)	44	塩谷下大塚遺跡 (恋河内1990)		

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

ここに報告する児玉条里遺跡の所在する児玉町は、埼玉県北部に位置し、町域の南東側は上武山地、北西側は関東平野西端を構成する扇状地が展開している。遺跡は、市街の北東側に展開しており、関越自動車道本庄児玉インターチェンジ付近の「今井条里遺跡」(岩田、1998)とは一体のものと考えてよい。

児玉地域の地形

遺跡の周辺は、群馬県と埼玉県を境する神流川によって形成された洪積扇状地である本庄台地が展開している。本庄台地は、八王子―高崎構造線上の断層崖を境に上武山地と接し、三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地を水源とする女堀川(金鑽川・赤根川水系)によって開析されている。児玉条里遺跡(北部地区)は、女堀川によって開析された扇状地内の低地帯が帯状に展開している区域に相当し、女堀川を挟んだ南側にも自然堤防や児玉条里遺跡(南部地区)に相当する条里形地割の認められる後背湿地が展開している。児玉条里遺跡の南側には、低位の台地面とこれらに沿うように位置する第三紀の残丘が点列状に東西に展開し、更に南側には小山川の氾濫原と低地帯が形成されている。この神流川扇状地内の低地帯は、標高85m～70m前後の東西方向の勾配をもっている。言い換えれば、女堀川を挟んで自然堤防・低地・台地が北東方向に向かう地形の勾配に沿って帯状に展開し、さらにこの帯状の区域の南側には点列状に連なる残丘と小山川の低地帯が北東方向に延びる地形であると見做すことができる。

周辺の地形

本報告にかかる児玉条里遺跡の周辺は、この神流川扇状地である本庄台地と、付近より流れ出る金鑽川・赤根川水系の河川である女堀川によって開析された低地帯に相当する区域であり、現状では低地と台地部は明瞭な比高差をもたない。しかし、本庄台地面に位置する将監塚・古井戸遺跡(赤熊、1988ほか)等をのせる台地部においては表土層下にローム層が堆積しているのに対し、条里遺跡が展開している低地部においては粘質の沖積土が堆積しており、古代においては低地と台地面との一定の比高差が存在したことが確認される。

この区域の発掘調査や試掘調査によると、条里水田形成以前の地形は現在の平坦に見える区域においても小支谷や湿地が入り込み、埋没河川なども検出されるなど、複雑な埋没地形が確認されている。古墳時代後期にはすでに谷地形の一定の埋没が進行しており、大規模に水田化が図られていた様子が窺える。しかし、自然の河川の水量は、扇状地形の特徴を示すこの周辺においては表流水量が少なくその大半が伏流しており、遺跡周囲の低地には小規模な湧水点が存在したことが、小支谷の存在から窺い知ることができるが、古代においては

その大半が埋没していたものと考えられることができる。

2. 歴史的環境

この地域では弥生後期に入ると遺跡数は増加の傾向をみせる。これらの遺跡は、丘陵部を中心に小規模な遺跡が点在し、大規模な集落の形成を認めることができない。児玉条里遺跡周辺の低地を臨む区域に、集落遺跡が急速に増加をみせるのは、低地域の排水や灌漑用水と考えることのできる溝状遺構の開鑿が開始される古墳時代前期に入ってからのことである。古墳時代前期の集落は、丘陵部の小規模な集落とともに、後張遺跡群（立石、1983他）を始めとするような大規模な集落の形成が開始され、それまでの集落占地や規模とは一定の飛躍を認めることが可能である。また、付近の独立丘陵上に四世紀前半に比定される前方後方墳である鷲山古墳（坂本他、1986）が形成されることも、このような変化の性格を考える上で重要であろう。

古墳時代中期

古墳時代中期になると、後張遺跡群のような集落とともに平塚遺跡（徳山他、1994）等の小規模な集落も確認されており、この地域では古墳時代中期以降には台地縁辺部に比較的小規模な集落が点在するような景観を想定することができる。また丘陵部には、金鑽神社古墳（坂本他、1986）をはじめとする所謂「古式古墳」が継的に造営され、この地域の開発と政治的な状況の推移を考える上で注目すべきである。

古墳時代後期

古墳時代後期を中心とした集落跡は、後張遺跡（増田他、1982・立石、1983）や今井川越田遺跡（礒崎、1996・伴瀬、1997）等の大規模な集落と共に、児玉条里遺跡の周辺に限定しても堀向遺跡（徳山他、1995）、藤塚遺跡（徳山他、1996）等の小規模な集落も広汎に展開している。このような小規模な集落は、このほか本庄台地縁辺部にも点在しており、鬼高期集落が検出された古井戸遺跡（井上他、1986）や、和泉期を含む鬼高期の集落に古井戸南遺跡等が確認されている。

また、古墳時代後期を中心とする集落遺跡は、現女堀川に沿う低位台地面や自然堤防上に比較的濃密に占地する傾向があり、先の後張遺跡や今井川越田遺跡のほか、川越田遺跡・梅沢遺跡（富田他、1981・恋河内、1993）、東牧西分遺跡（恋河内、1995）、共和小学校校庭遺跡（恋河内、1989）、辻堂遺跡（恋河内、1995）、南街道遺跡（恋河内、1996）等が連鎖的に展開している。また、これらの集落の南側に展開する丘陵の南斜面を中心に塚本山古墳群（増田他、1977）や生野山古墳群（菅谷他、1973）等が形成されている。

白鳳期

この地域において集落占地が大きく変動するのは白鳳期である。この時期に形成される集落は、八幡太神南遺跡（富田他、1981）、立野南遺跡（富田他、

1981) 等の広大な台地面に形成され、鬼高期の集落とはその占地を異にしていることは注目すべき点である。この扇状地内の広大な平坦地は、鬼高期においてはその縁辺部に小規模な集落が営まれることはあっても、この台地内奥部に開発が及ぶことは確認されていない。

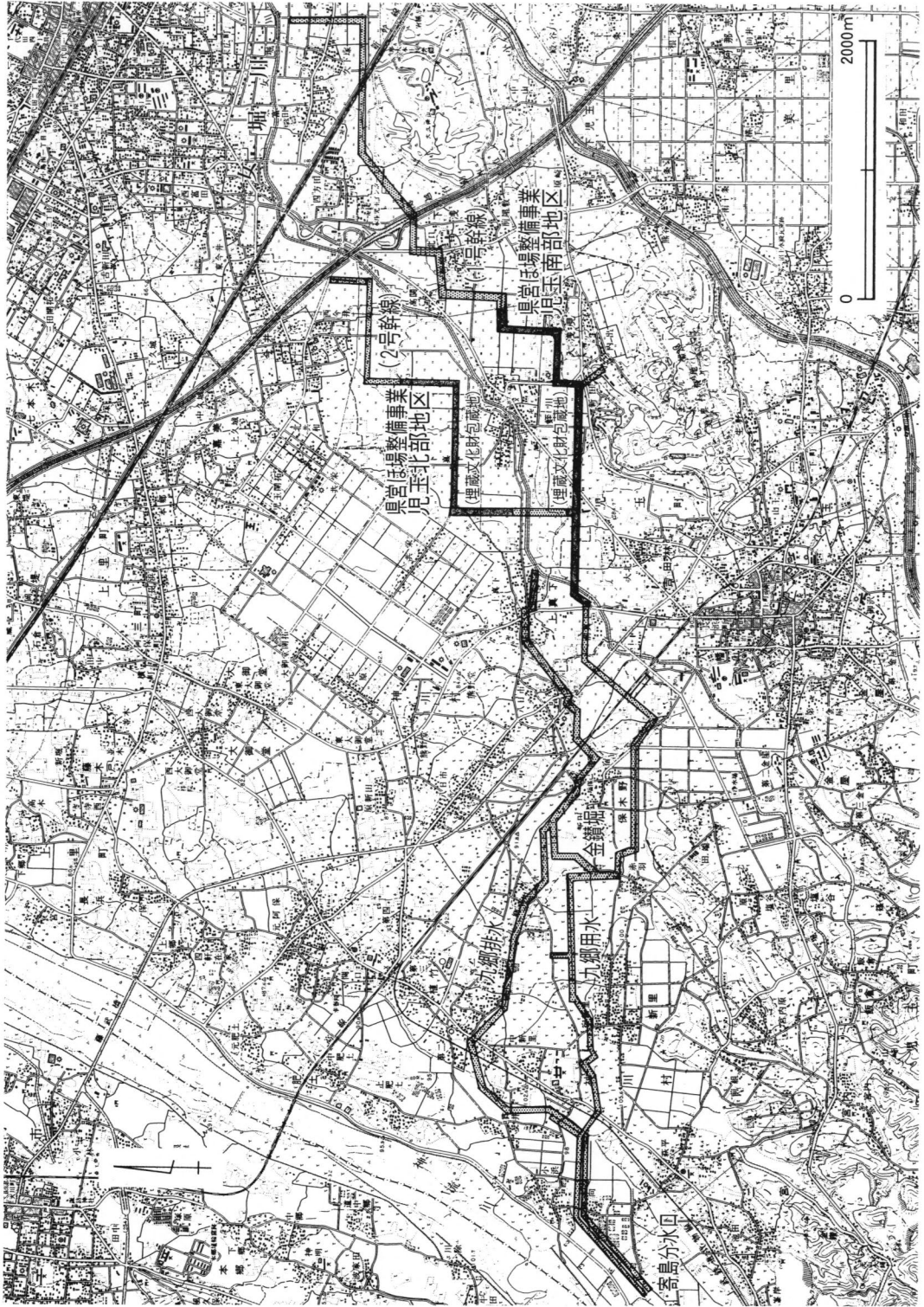
奈良・平安時代

奈良・平安時代の集落も、基本的には白鳳期の集落と同様の占地域を採用しているが、その設営の位置を変えている。また、これらの遺跡群のある台地の北西側には、神川町から上里町に及ぶ臼樹原・檜下遺跡（篠崎他、1991）が存在している。このような集落は、真間期後半以降に突如として設営される集落であり、基本的に本庄台地の高燥な平坦面に広い集落域を設定するという特徴を有している。ともあれ、この付近の低地を臨む本庄台地面に相当する区域は、このような古代集落の比較的集中する区域であると考えることができる。このような8世紀初頭から営まれる将監塚・古井戸遺跡（赤熊他1988ほか）をはじめとする集落は、基本的に9世紀にも継続的に営まれる傾向をもっており安定している。

また、古代の集落を考える上では、同時期にある丘陵部や山地内の遺跡についても注目しておくべきであろう。丘陵部に占地する集落については、児玉条里遺跡を臨む区域においても、児玉町阿知越遺跡（鈴木他、1983）等の集落跡が認められ、あるいは丘陵内の支谷に面する本庄市大久保山Ⅰ遺跡（小川他、1980）等を認めることができる。また、山地内の遺跡には児玉町橋ノ入遺跡（鈴木、1985）等がある。また、近年の発掘調査においても上武山地内に小規模な遺跡が数多く点在している状況が確認されている。このような遺跡の中には、宝亀二年の紀年銘木簡が検出された山崎上ノ南遺跡（大熊、1997）等が含まれており、これらの山地内の遺跡がこの木簡の内容からも容易に窺うことができるように、平野部等の郡内の集落と有機的な関連の中で存在したものであることが確認される。したがって、これらの山地内の遺跡が決して孤立し単独で存在していたものではないことは、今後積極的に評価して行かなければならないことである。

古代の国・郡

これらの集落遺跡の所在する区域は、古代武蔵国の北部の「児玉郡」に比定される区域に相当している。また、児玉郡の北側は「加美郡」に、南側では「那珂郡」、「榛沢郡」、「秩父郡」に接しており、東西側は一部で上野国「緑野郡」に接している。なお、児玉郡においては、現在までに幾つかの推定がなされているとはいえ、官衙に比定される明確な遺跡は確認されていない。

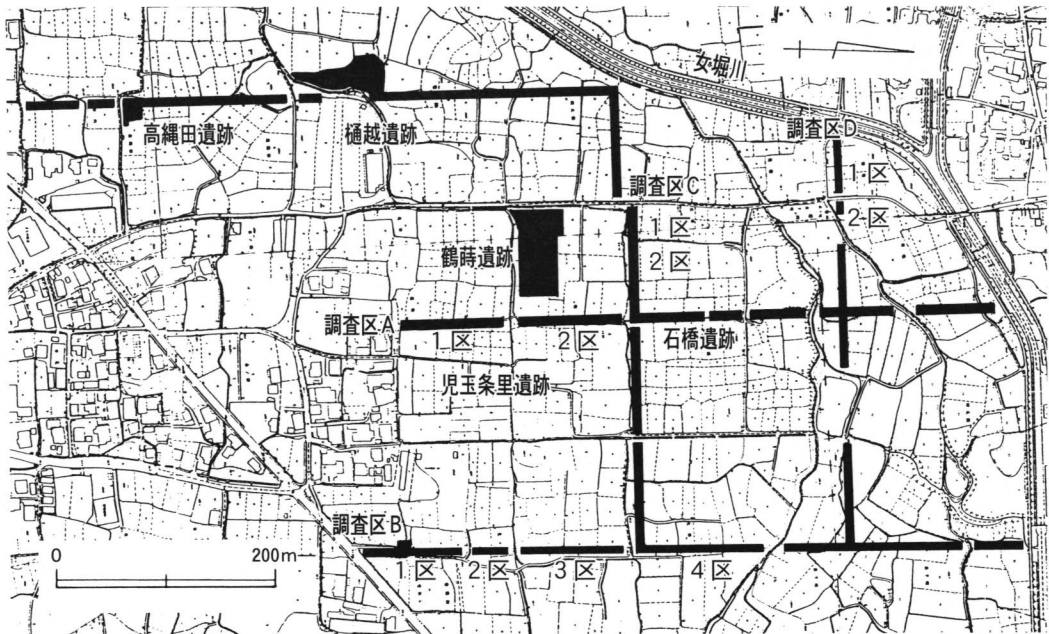


第3図 県営かん漑排水事業九郷地区の範囲

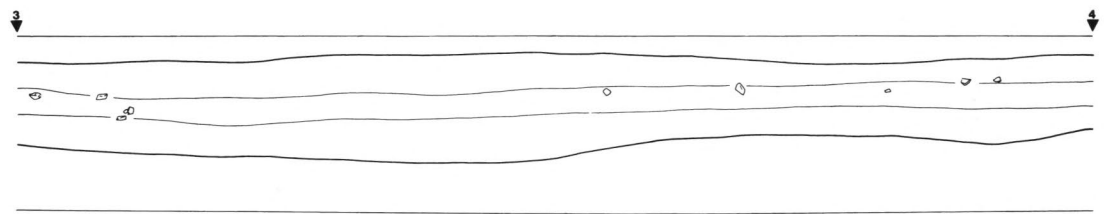
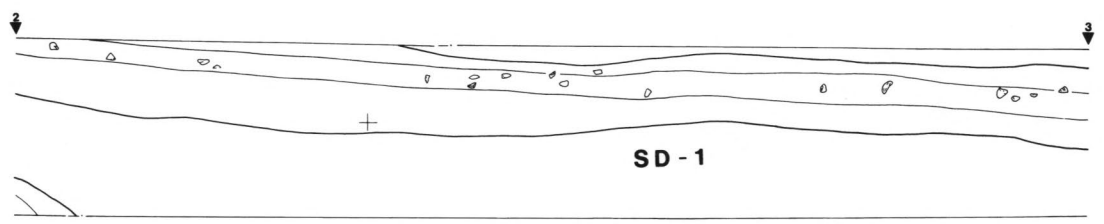
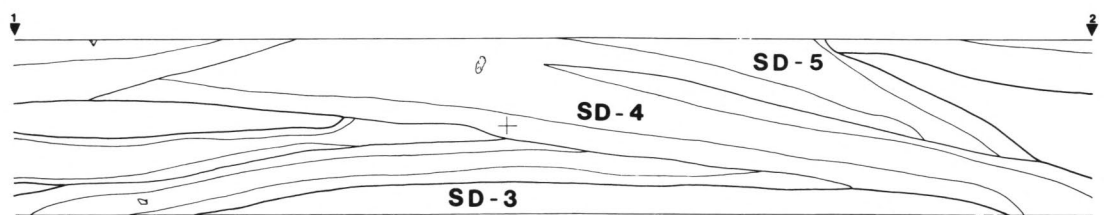
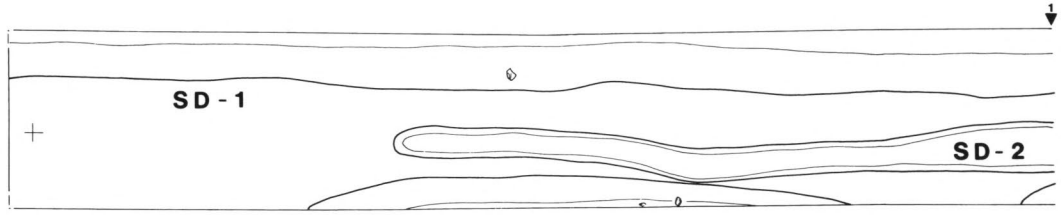
第Ⅲ章 児玉条里遺跡南部地区の調査

1. 遺跡の概要

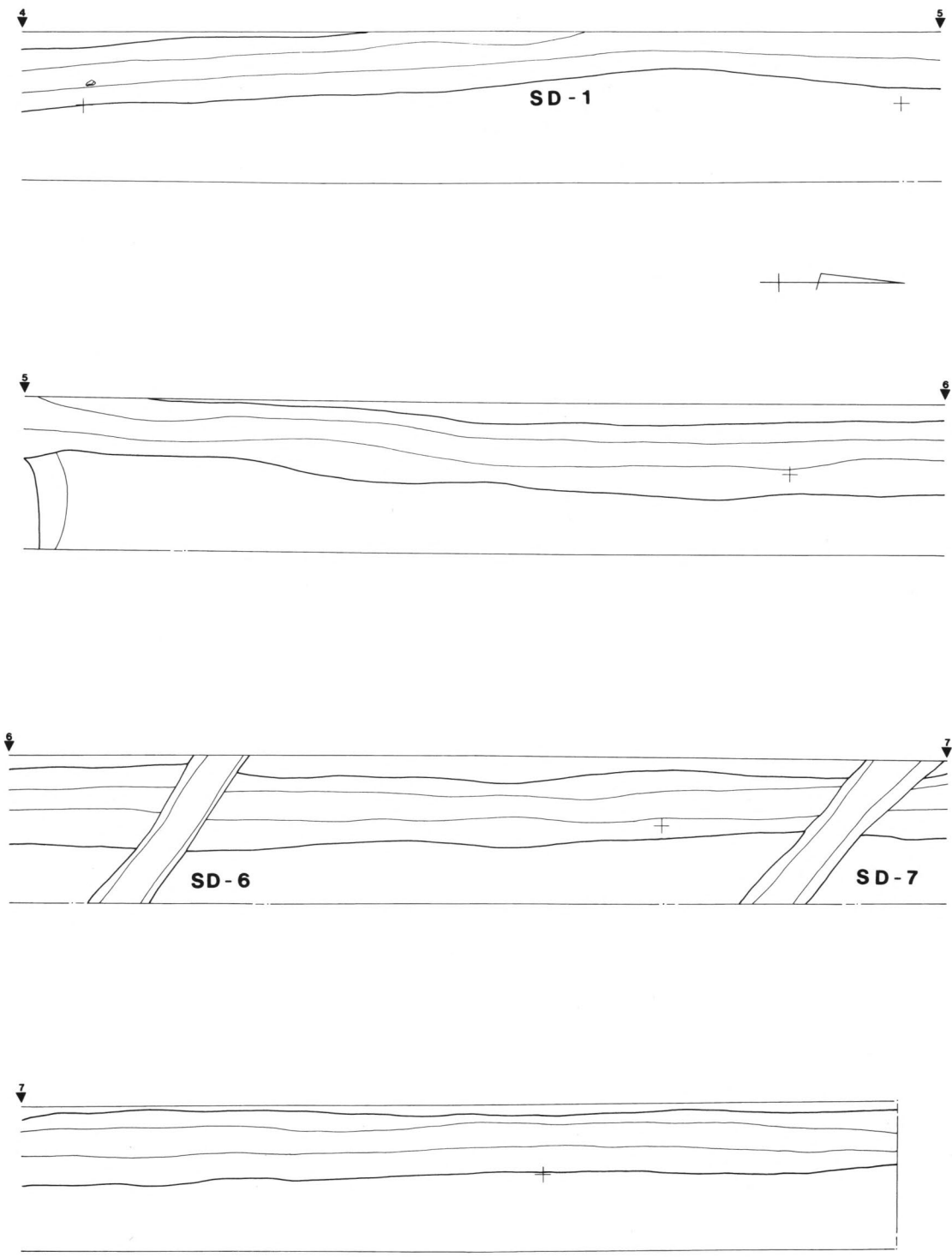
児玉条里遺跡は、埼玉県遺跡地図のNo.54-285、121、122 に対応し、児玉町教育委員会において継続的に報告書が刊行されている。この児玉条里の現「女堀川」(九郷用水南流)の南側を中心とした地区を“児玉条里遺跡北部地区”(鈴木、1998)に対し、“児玉条里遺跡南部地区”と呼称する。今回は、この児玉条里遺跡南部地区の中でも、児玉町大字吉田林付近の比較的条里形地割が良好に残存する地域を中心に報告を行う(第4図)。周囲には既報告の樋越遺跡・高縄田遺跡・鶴蒔遺跡・石橋遺跡・毛無し屋敷跡(恋河内、1995)、辻堂遺跡・南街道遺跡(恋河内、1996他)などが存在する。本報告に係るC-1区では、古代に遡り得る水田層が確認されたことや、鶴蒔遺跡第7号溝に見られるように、古墳時代後期に遡る、水路の合流点と想定される張り出し部を有する溝状遺構を検出するなど、古くからの耕作地としての土地利用が推測される一方で、一連の児玉南部条里の調査において条里形地割の古代に遡る積極的な根拠の見だし難いことは一つの成果であろう(恋河内、1995・1996・1997)。また、「忠城堰」から分水される「大堀」が当該区域の条里施工の北限を示しており、その北側については、発掘調査の結果から小規模な河岸段丘状の地形が形成されていたことも触れておきたい。



第4図 児玉条里遺跡南部地区(吉田林地区)発掘調査地点



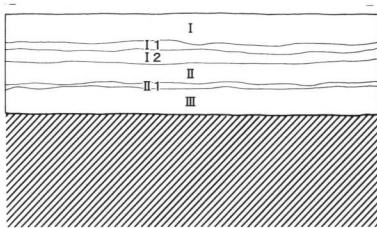
第5图 A-1区全体图(1)



第6图 A-1区全体图(2)

2. 児玉条里遺跡 A 区

児玉条里遺跡 A 区は児玉町大字吉田林字尾持・鶴蒔・石橋・真下境、大字上真下川久保を縦断する条里坪線に沿って設定された発掘区である（第 4 図）。この内、A-3・4 区は石橋遺跡として報告済みであり（恋河内、1995）、近世の井戸跡・縄紋時代中期の土層等が検出されている。本遺跡では、中世の溝状遺構が 7 条検出され、第 1 号溝からは 14 世紀末から 15 世紀前半の所産であると考えられる片口鉢が出土している（第 4 図）。また、第 6・7 号溝は、同区北西に位置する鶴蒔遺跡において検出された第 5・6 号溝と同方向の走行をとり、覆土の状態も類似するため同一の遺構であると考えられる。

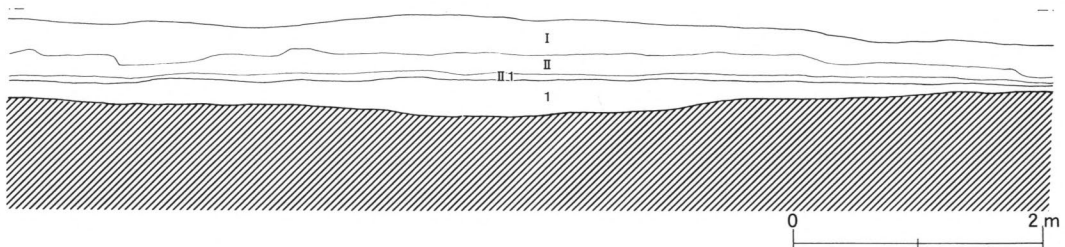


- 第 I 層 現耕作土。
- 第 I 1 層 田床。
- 第 I 2 層 田床。浅間山系 A 軽石を多量に含む。
- 第 II 層 暗灰色土層近世前半水田層。鉄斑を均質に、浅間山系 B 軽石・マンガン塊を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
- 第 II 1 層 田床（マンガン凝集層）。
- 第 III 層 暗灰色土層 中世水田層。鉄斑・マンガン塊・浅間山系 B 軽石を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。

第 7 図 A-1 区基本層序

児玉条里遺跡 A-1 区第 1 号溝遺構説明

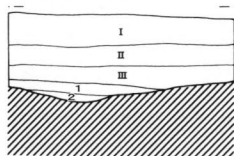
A-1 区第 1 号溝は、南北に軸をとって直線的に走行し、調査区中程において直角に分岐している。覆土に浅間山系 B 軽石を含み、概ね 14 世紀末から 15 世紀前半に比定される片口鉢を出土していることから、中世の所産である（恋河内、1996）。第 4・5 号溝は本遺構を切って掘削され、若干東側へふれて南から北へ向かう中世の溝である。なお、新旧関係を明らかにし得ないが、第 2・3 号溝は第 1 号溝と並走し、第 4・5 号溝との重複部分から先を消失している。



第 8 図 A-1 区第 1 号溝調査区西壁土層断面図

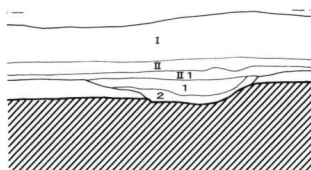
- 第 1 層 暗灰色土層 鉄斑・マンガン塊・浅間山系 B 軽石を均質に含む。粘性に富み、しまりを有する。

第1号溝調査区北壁



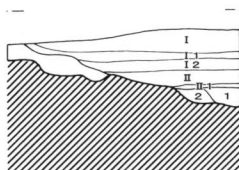
- 第1層 暗灰色土層 マンガン塊・浅間山系B軽石を均一に、鉄斑・ローム粒子を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
- 第2層 暗灰褐色土層 マンガン塊・ローム粒子を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。

第1号溝調査区東壁



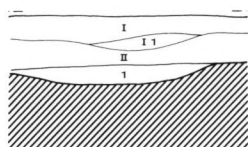
- 第1層 暗灰色土層 マンガン塊・浅間山系B軽石を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
- 第2層 暗灰色土層 鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。

第1号溝調査区南壁

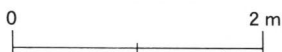


- 第1層 暗灰色土層 鉄斑・マンガン塊・浅間山系B軽石を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
- 第2層 暗灰褐色土層 ローム粒子を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。

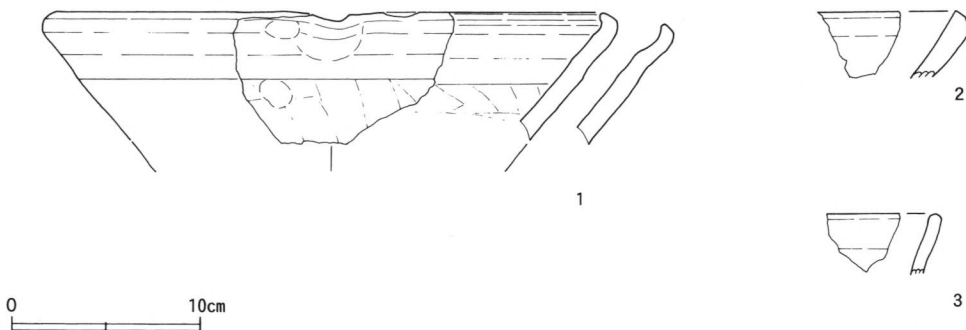
第4号溝



- 第1層 暗灰色土層 マンガン塊を均一に、鉄斑・浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。



第9図 A-1区土層断面図



第10図 A-1区第1号溝出土遺物

児玉条里遺跡 A-1 区第 6・7 号溝遺構説明

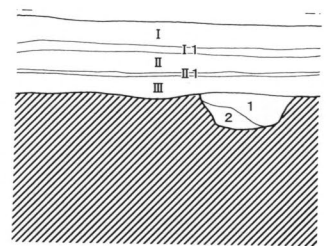
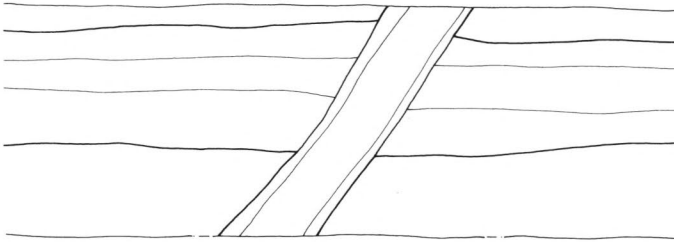
第 6 号溝

A-1 区第 6 号溝は北西から南東へ向かって走行し、第 7 号溝と並走する。本遺構は、基本層第Ⅲ層及び第 1 号溝に切られており、また同一の遺構である鶴時遺跡第 5 号溝は、浅間山系 B 軽石を覆土に含む溝状遺構を切って掘削されていることから、第 6 号溝は中世の所産である。なお鶴時遺跡第 5 号溝は後に北東方向へ流路変更がなされており、この時本遺跡第 6 号溝は一定の埋没状態にあったと考えられる。

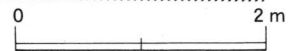
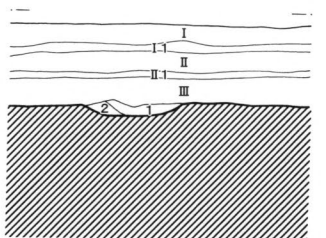
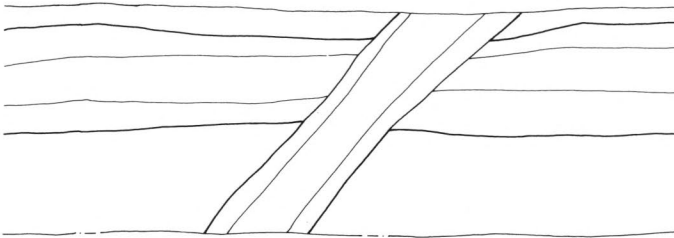
第 7 号溝

A-1 区第 7 号溝は第 6 号溝と並走する。基本層第Ⅲ層及び第 1 号溝に切られている。同一の遺構であると考えられる鶴時遺跡第 6 号溝は、後に北東方向への流路変更がなされており、この時本遺跡第 7 号溝は一定の埋没状態にあったと考えられる。

第 6 号溝



第 7 号溝



第11図 A-1 区第 6・7 号溝

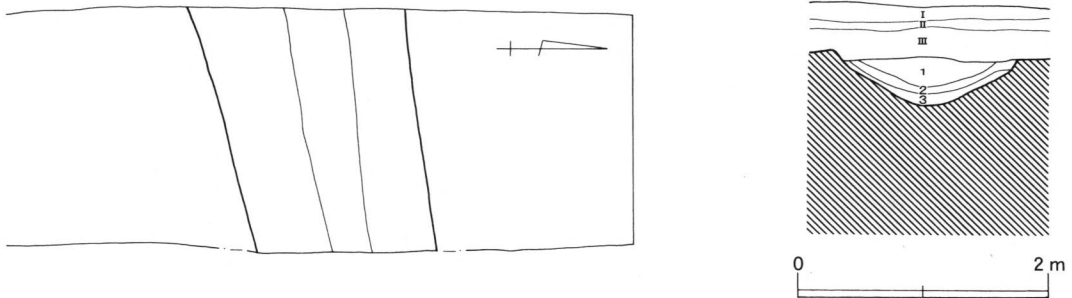
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 第 1 層 | 黒灰色土層 | 鉄斑を多量に、マンガン塊を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。 |
| 第 2 層 | 暗灰褐色土層 | 鉄斑・ローム粒子を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。 |

3. 児玉条里遺跡B区

児玉条里遺跡B区は児玉町大字吉田林字毛無し・北・北田・真下境、大字上真下字川久保を縦断する条里坪線沿って設定された発掘区であり(第4図)、現況の条里形地割に若干の乱れが窺われ、古代の溝を検出しているB-2区では坪線が存在しない。南端のB-1区の拡張部分は、毛無し屋敷跡(恋河内、1995)として既に報告済みであり、屋敷堀の北西隅を検出している。

児玉条里B-2区第1号溝遺構説明

B-2区第1号溝は、東西軸からわずかに北へふれて走行する。比較的明瞭な掘削を伴っており、土層の堆積状況から水流の痕跡が認められる。覆土には浅間山系の軽石を含まず、若干の土師器片の混入が認められることから、古代の所産であると考えられる。

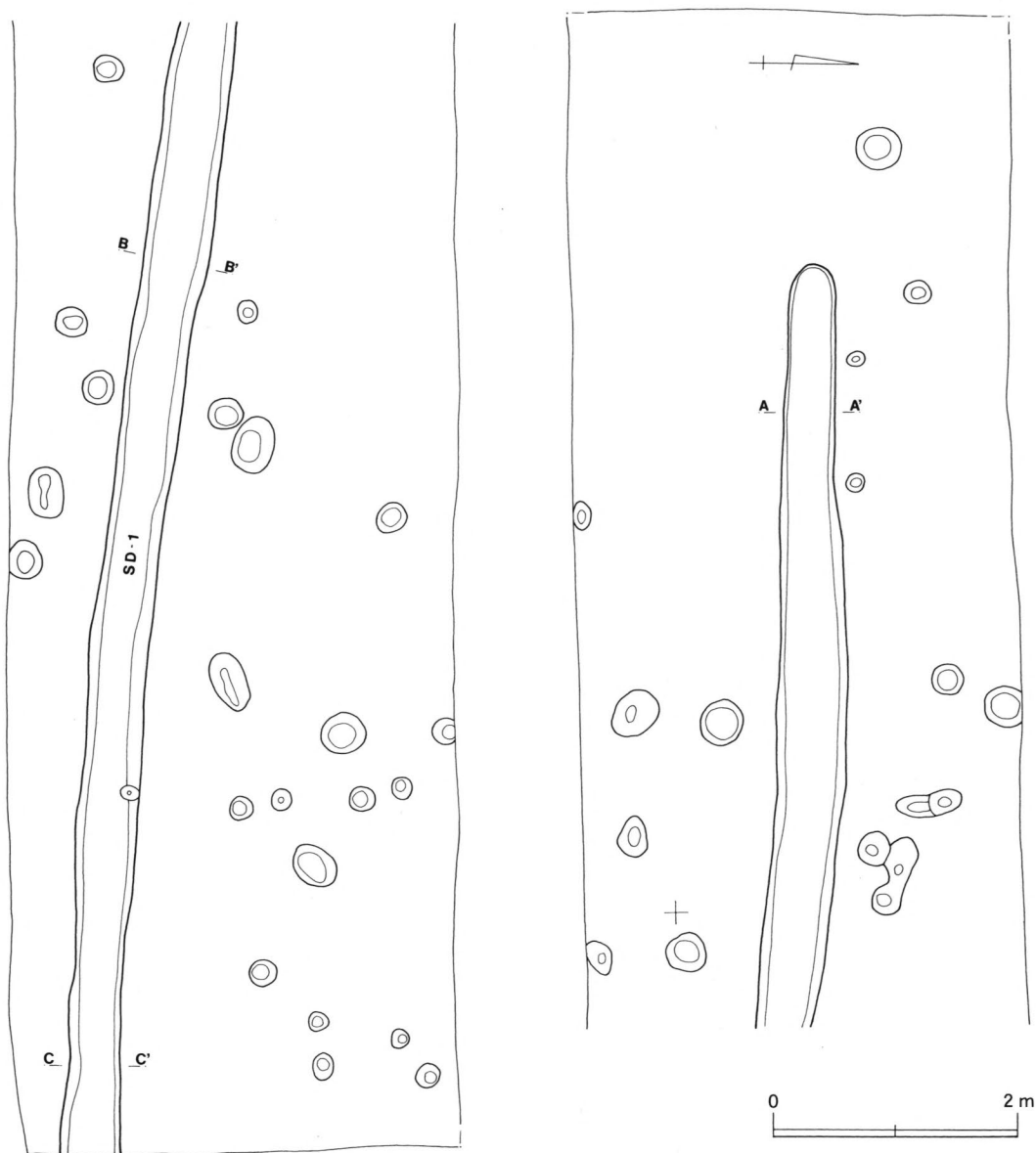


第12図 B-2区第1号溝

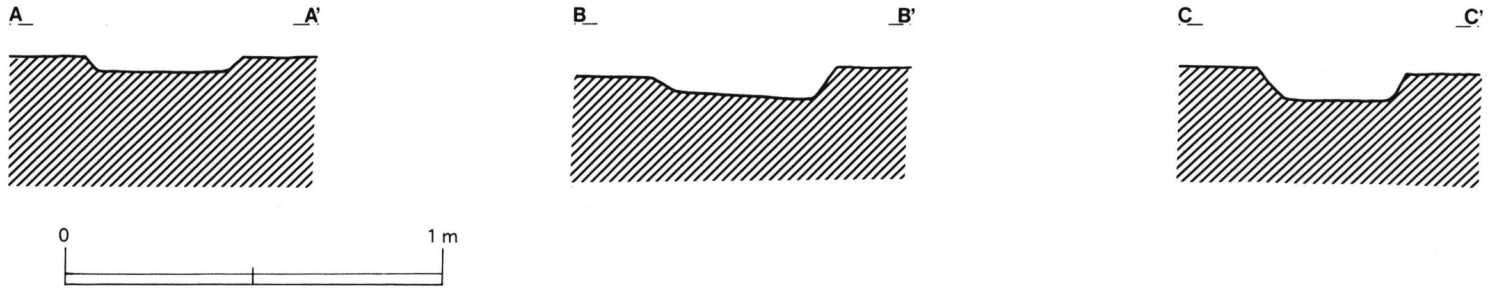
- 第I層 現耕作土。
- 第II層 田床。
- 第III層 浅間山系B軽石を微量含む耕作土。(近世前半)
- 第1層 暗灰色土層 鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
- 第2層 暗灰色土層 細砂を多量に、鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
- 第3層 灰褐色土層 鉄斑を多量含む。粘性に富み、しまりを有する。

4. 児玉条里遺跡C区

児玉条里C区は児玉町大字吉田林字石橋・鶴蒔の境界を横断する条里坪線に沿って設定された発掘区である。C-1区において時期不明の溝状遺構が一条検出されている。またC-2区は縄紋土器の包含層が確認された。なおC-1区において浅間山系の軽石を含まず、真間期の土師器片の混入が認められる古代に遡ると思われる水田層の残存が確認されたことは特筆される点である。

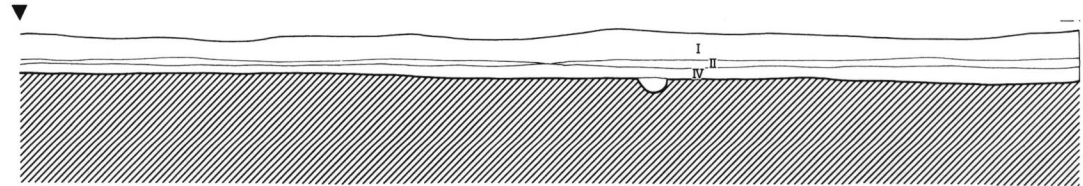
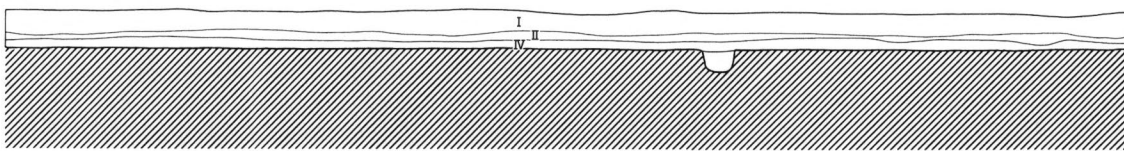


第13図 C-1区全体図

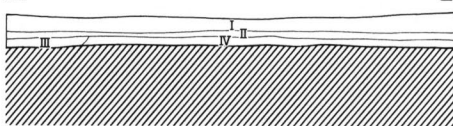


第14図 第1号溝エレベーション

C-1区調査区北壁



C-1区調査区西壁



- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 第I層 | 淡灰色土層 | 現耕作土。浅間山系A軽石を含む。 |
| 第II層 | 黄褐色土層 | 現耕作土田床。浅間山系A軽石を含む。 |
| 第III層 | 淡灰褐色土層 | 水田層。浅間山系A軽石を含む。 |
| 第IV層 | 黒灰色土層 | 古代水田層。鉄斑を均質に含み、真間期の土器片の混入が認められる。 |

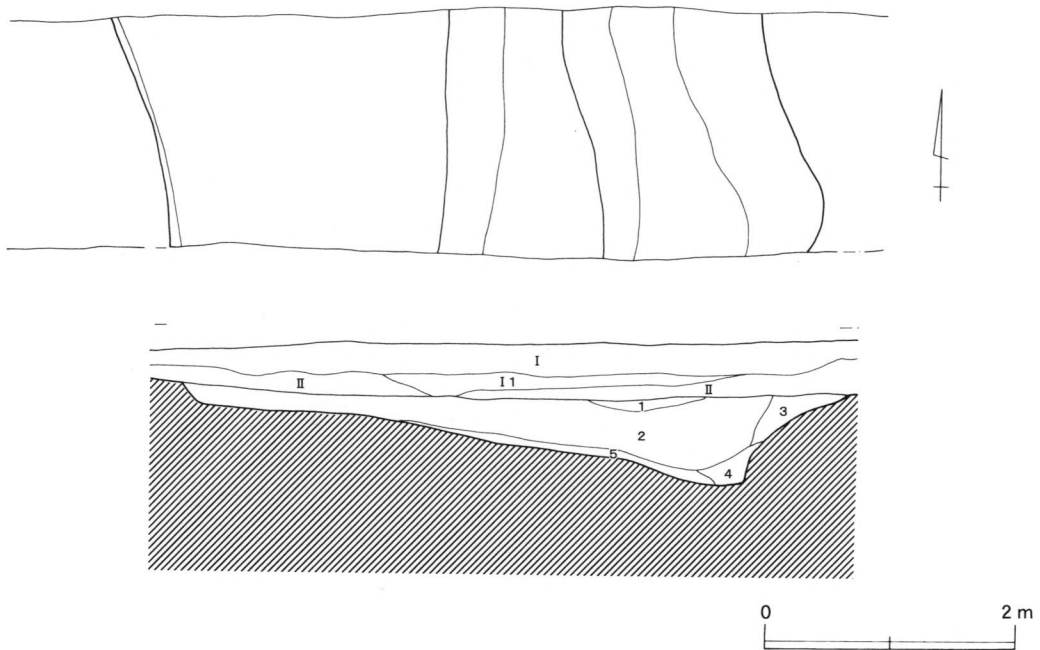
第15図 C-1区土層断面図

5. 児玉条里遺跡D区

児玉条里遺跡D区は、児玉町大字上真下字松葉・川久保、大字吉田林真下境を横断する条里坪線に併行して設定された発掘区である。同区は「大堀」以北に位置し、条里形地割の残存の認められない地域である。D区では溝状遺構が4条検出されており、そのうちD-1区で検出された第1号溝が古代に遡り得ることが想定され、そのほかものは、近世遺構の所産である。

児玉条里D-1区第1号溝遺構説明

D-1区第1号溝は南北に軸をとる。溝断面の形状は底面が50cm程の面を有し、東側が急勾配を呈すのに対し、西側は緩やかに立ち上がっている。また、第2層は古代水田層覆土と類似しているとの調査所見が得られており、古代の所産である可能性が高い。

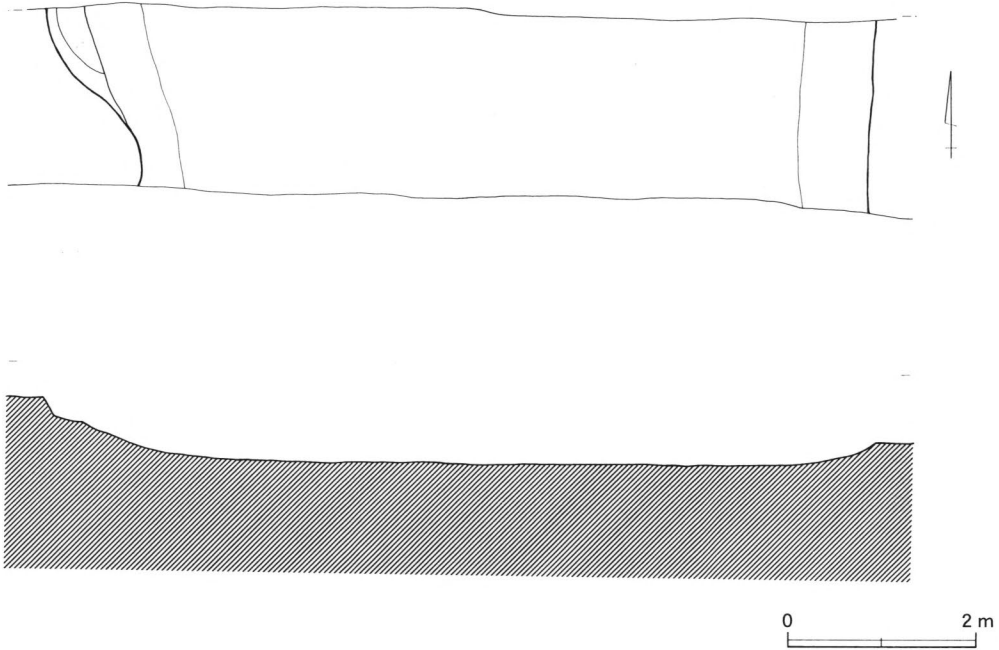


第16図 D-1区第1号溝

第 I 層	現耕作土。	
第 II 層	暗灰色土	浅間山系 A 軽石の混入は認められない。
第 1 層	淡灰褐色土層	鉄斑を多量に、マンガン塊・白色粒子を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第 2 層	黒灰褐色土層	鉄斑・マンガン塊・白色粒子を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第 3 層	暗灰褐色土層	鉄斑・白色粒子を多量に、マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第 4 層	暗灰色土層	鉄斑を多量に、ローム粒子・マンガン塊を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第 5 層	暗黄灰色土層	鉄斑・ローム粒子を多量に、マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。

児玉条里D-1区第2号溝

第2号溝はD-1区東側に検出され、南北に軸をとる。形状は幅広で、緩やかに立ち上がる。溝としての性格は不明である。近世以降の所産であろう。



第17図 D-1区第2号溝

ま と め

今回報告に及んだ吉田林地区は、比較的条里形地割の明瞭な区域である。しかし、沖積土が薄く、また継続的な耕作の累積の結果、土層の残存状態が悪く、検出し得た遺構もかなりの削平を受けていた。しかし、消極的ながら以下のことが確認できたことは、ささやかながら一つの成果であろう。

A-1区第1号溝から第5号溝、C-1区第1号溝などは、その走行が条里の坪界線に対応、または並走するものであることが確認された。また、C区に関しては不明だが、何れの遺構も中世を遡る根拠を示す状況は窺われなかった。

A-1区第6・7号溝、B-2区第1号溝は条里形地割施工区内を斜行する走行をとっている。また、こうした条里施工以前の用水路の走行は、標高83.0m付近で等高線に平行する北西から南東への直線的な流路をとっており、近接する鶴時遺跡においても同様の傾向が認められることは注意すべき点である。

(桜井 和哉)

第IV章 児玉条里と地域的景観の形成

— 条里景観の変遷と伝統 —

はじめに

児玉条里遺跡は、近年まで児玉町の水田地帯の伝統的な景観を構成した基層的な枠組みであった。この児玉条里遺跡（以下、単に児玉条里とする）については、県営圃場整備事業児玉北部地区に伴う発掘調査の事例等について報告したところである（鈴木、1998他）。ここでは、県営かん漑排水事業（九郷地区）に伴う発掘調査の事例を基礎に、現「女堀川」以南の児玉条里南部区域の調査事例を踏まえ、さきに報告した児玉北部条里遺跡例をはじめ、本庄市今井条里遺跡（岩田、1998）例、岡部町岡部条里遺跡（宮本、1998）例、あるいは金屋条里遺跡地区の調査事例（鈴木他、1981）等を加えながら、条里以前の地割や水路あるいはその形態の具体的な変化を踏まえて児玉条里の問題を再論したい（註 1）。

本章の視点

前稿（鈴木、1998）では、条里景観の果たす地域的な伝統の形成過程について、長期におよぶ基底的な「構造」的枠組みのひとつとして概念的に捉え、理念的な型を仮設することによってその変異の過程についての分析を試みたが、これらは必ずしも詳細な考古学的な調査事例や史料等の分析に支えられたものではなかった。ここでは若干の具体的な発掘調査の事例を追加するとともに、岡部条里遺跡等の児玉郡地域以外の事例を踏まえながら、児玉条里のもつ一般性と地域的な個性に接近したい。本章では、この地域の中・近世における具体的な変化の軌跡を推定を交えて辿りながら、児玉条里とその周辺の歴史的な変化の過程についてのささやかな分析の試みを行うことを目途とするものである。

1. 児玉条里の形成過程

a. 児玉条里に先行する古地割

児玉条里が施行された区域においては、しばしば条里に先行する水路跡や水田耕作層が確認されており、条里施工前においても水田として利用されていた様子を窺うことができる。児玉条里に先行する時期の水路跡の掘削された方向は、現行の条里形地割に一致しない。例えば、児玉町藤塚遺跡（徳山他、1995）においては、古墳時代後期の祭祀行為が推定される第1号溝が現行の地割と一致しており、条里に先行する今日まで継承された地割の痕跡として認めることができる。この用水路の走行は、現行条里に斜行する軸方向をもつものであり、一定の古地割の存在を予想させるものである。

古地割の想定

このように児玉条里北部地区では、現在の条里に斜行する数条の溝状遺構を

認めることができることから、条里制以前の古い地割りの存在を想定することができる。この地割は、正方位ではなく現行の条里に斜行する軸方向をとるものと推定されるが、その遺存が局所的であり規格的な方格の地割をもっているものかどうかは不明である。しかし、今井条里遺跡においても、現状の条里形地割りに先行する方格地割が幾つか確認されていることに注目すべきであろう。この古墳時代後期の地割りについては、検出範囲が小規模で不明な点が多いとはいえ、児玉北部区域の溝渠の走行とは異なっており統一的な地割りの存在は考え難いであろう。

今井条里遺跡における現状の条里に先行する地割のうち、とりわけ注目すべきものに7世紀後半の方格地割がある(註2)。この地割は、現行条里とは一定のずれをもっているが、後の条里施工区域に全面的に施工されたものと考えすることは難しい。おそらく、新規開墾の区域に限定されて施工されたものと考えられるであろう。今井条里区域においては、8世紀後半から9世紀前半までに正方位の条里形地割りが形成されていたことが推定されている(岩田、1998)。

集落と耕地

おそらく、将監塚・古井戸遺跡形成以前の本庄市八幡太神南遺跡や立野南遺跡(富田他、1981)等の集落に対応する水田は、正方位の条里形地割りをもち、部分的な施工による局所的な地割りが採用されていた可能性がある。この段階の集落は、幾つかの移動の画期をもちながら段階的に変遷し、将監塚・古井戸遺跡(井上他、1986・赤熊他、1988)に見られるような安定した集落へと推移しており、集落の変遷と水田の地割りの変化との一定の対応を見いだせるであろう。言い換えると、将監塚・古井戸遺跡等が形成される集落が安定した時期に、相次いで今日の地割りに対応する条里形地割りが形成されたものと考えられることができる。このような集落域の刷新と、統一的な土地区画および体系的な水利灌漑体系の形成を、律令国家形成期における一地方の現象形態として捉えることができる可能性を検討すべきであろう。

b. 灌漑と耕地の形態形成過程

児玉条里周辺の地域的な伝統の形成過程について、前稿(鈴木、1998)においては、その「構造」的枠組みを捉え、長期的に維持され持続する「構造」のひとつの理念的なモデルを仮設することによって、地域社会の共時論的な均衡状態を説明しようと試みた。もちろん、このような「枠組み」は我々の側の分析的な説明原理であり、論理的構成物としてのひとつの理念型として仮設されたに過ぎないものである。もとより、歴史的な過程は決して共時論的に固定されうるような単純な循環的な過程ではないであろう。ともあれ、児玉条里は古

代において大規模に造成された、九郷用水による井堰灌漑体系と方格子割が有機的な体系をなし、この地域の土地や水利ばかりでなく祭祀や社会的関係や認識の枠組みにまでその影響を及ぼしたところの、長期にわたる構造的基盤を構成する装置として機能していたと考えることができる。ここでは、このような「構造」的枠組みの生成と遷移の過程を分析し、このような「構造」と歴史的・社会的な関係について考えてみたい。

条里化の過程

古墳時代からの地割や用水網等の関係性自体の変化は、幾つかの段階をもっているとはいえ比較的急速である。今井条里遺跡に見られるような、7世紀後半から今日に近い地割への転換はもちろん徐々に行われ漸進的に生じたものではなく、一定の耕作の休止期間を介し、地割の変更が実施されていることは容易に推定されるものである。このような耕作の休止期間と地割の変更は、伝統的な土地所有関係を停止した「収公」的な過程として捉えるべきものであり、従来の土地所有形態との明確な不連続を意味するものであり、ひとつの歴史的な事件として捉えられるものである。用水網の確保に続いて暫定的な地割が行われるとするならば、生産性の低下を回避する局所的な地割に基づく便宜的な水田が設置されていたことを示すものかも知れない。この地域の7世紀後半期の状況は、このような段階的な施工の過程を想起させる部分がある。

口分田の班給は、単に出来合いの水田が割り当てられるものと考えられるばかりでなく、開墾途上の班田の整備との関わりを想定すべきであると思われる。言い換えれば、条里の坪線等にかかわる区画の大枠については集团的協働に基づく徭役労働において形成されたことを想定すべきであろうが、各々の班田の水田としての整備は班給されたそれぞれによって行われたことは十分に考えられるところである。これについては、旧稿（鈴木、1991）において触れたことがあるが、このような整備に伴う班田の方式によって口分田の遠隔地の班給も生じるのであろう。これに伴う個別的な水田にかかる用水の確保については、当初幾分の試行錯誤の過程も生じることは想定しておくべきであろう。

水利権の形成

開田とその耕地の整備の過程においては、耕作者と班田との関係が流動し既存の耕地と新開の耕地へと変更が生じる状況であるならば、水田に対応する用水は当然確保されていると考えるべきであるが、土地と用水の一体的な関係と耕作者の関与の累積による分水関係による利害の対立はこの時点では顕在化せず、具体的な利害の衝突という形態では発現しない状況であったと見做し得るであろう。つまり、この段階においては施設における分水関係の系統は成立しているとはいえ安定した水利慣行は成立しておらず、しかも土地と水利権が一体の安定した構造を構成していないものと考えられるべきであろう。逆に、このような土地と水利権の分離は、土地の占有や占取が固定化される段階においては

想定し難いことであり、土地とそれに付帯する水利権の関係が生成する過程を垣間見ることができるであろう。言い換えれば、土地と水利権の一体化が生じている状態においては、水田区画と用水系統の変更が困難であるが、それが確立される以前においては大規模な変更が可能であったと推定することができる。7世紀後半以降8世紀前半までの時期がこれに相当するであろうが、8世紀に入るとこれらが徐々に固定されつつある状況、言い換えれば今日用の排水系統と耕地の関係が形成されつつあったと考えることができる。

c. 児玉条里の形成過程

児玉町内をはじめとするこの地域の条里遺跡の調査の事例から考えるならば、一部の低地帯を除くと浅間山系B軽石(As-B)の降灰によって廃絶した水田を認めることはできない。一般的にはこの軽石は、耕作によって攪拌され水田に湛水されることによって耕土層内で沈降し、水田耕土下面や田床面に沈澱して検出されることが普通である。このような状況から考えるならば、今井条里遺跡(岩田、1998)で検出された水田もまた、浅間山系B軽石の降灰によって廃絶した水田とは考えることは難しい。田床面が浅間山系B軽石を含む層で被覆されているのであれば、畦畔は同時期ではなく、浅間山系B軽石降灰後の耕作による軽石粒の攪拌と湛水による沈澱の過程を想定すべきである。このように考えるならば、これらの遺構の形成は、爆裂にかなり先行する時期の畦畔と推定されるとともに、降灰による長期の水田の放棄を想定するのではなく、かえって継続的な耕作を想定すべきであろう。ともあれ、今井条里遺跡は、8世紀後半から9世紀前半に正方位の方格子地割りが形成されたことが推定されている。

岡部条里の形成

古代榛沢郡に相当する岡部条里遺跡は、条里地割に先行する地割を推定させる真間期の用水路を切って条里形の一町方格子地割が確認されており、その出土遺物から8世紀代の施工が推定されている(宮本、1998)。このように、白鳳期には現行の条里形地割とは異なった地割が存在していたことが確認されており、8世紀代に正方位の条里形地割が施工されていることは注意しておくべきであろう。また、榛沢郡衛正倉跡と推定される岡部町中宿遺跡(鳥羽、1995・1997)直下の滝下遺跡(宮本、1997)から検出された「滝下大溝」は、人工的な開鑿が推定し得るものであり、7世紀末葉頃には機能していたことが確認されている。この大溝は、岡部条里の灌漑にも用いられていることが確認されており、分水施設や大溝から引水後の溜池状の施設が検出されていることは該期の幹線水路からの分水と灌漑形態の一端を示すものとして注目される(宮本、1998)。

条里地割の形成

このような過程は、幾分の時間的な前後は認められるものの児玉条里や先の

今井条里遺跡においても確認されるものであり、武蔵国北部における条里施工の共通性をもった過程として捉えることができる。この過程と集落の推移を概観すると、7世紀中葉頃より集落の移動と再編が繰り返されながら、8世紀初頭頃には安定した集落へと推移する。このような過程に伴なって灌漑用水の確保と条里形地割に先行する耕地が拓かれ、8世紀代には次々と正方位の条里形地割へと変更されて行くという傾向を読み取ることができる。言い換えると、この地域では、墾田永世私財法の施行以降の8世紀中葉以降においても公田の開発が実施されていたことを示唆しており、集落の動態と水利や条里水田の変化が一定の相関をもって推移している姿として捉えることができる。これらの変化は、地方における「国家」の確立の過程のひとつの指標として捉えることが可能であろう。

水利慣行と利害

古代における幹線用水堀の分水形式については、今日においてもなお不明な点が多い。これらは継続利用されることから反復的な浚渫作業等によってしばしば古い堆積層が失われており、その設置の時期を判断することが難しいものであるためである。しかしながら、分水関係に応じた利害の対立が永年にわたって生じ、これらの関係が結晶化したものが水利慣行であり水利権である。言い換えれば、井堰灌漑体系はそのままでは利害対立の図式となるのではなく、個別耕作と収穫の利害の図式が置換され移行したところに、利害の関係網としての分水関係にみられる対立図式が出現するのである。社会的関係の灌漑施設への転移によって規範化したものがこれらの慣行である。このような児玉条里に関わる基本的枠組みは、後代まで継承され今日の景観の基礎を成していることはいうまでもないであろう。しかし、このような形態に全く変化がなかった訳ではない。ここで児玉条里の中～近世における変化の過程を辿りながら、基層的枠組みとしての「構造」との相関を考えてみよう。

2. 児玉条里と中世初期の開発

a. 「猿楽堰」の設置と条里水田

児玉条里を灌漑する「薬師堂堰」から導水されている水路は、八幡山地区の一部を灌漑し、吉田林地区の条里区域の南側の限界を劃すような流路をとり、吉田林「北田」方面に排水されて蛭川方面を灌漑する用水堀に合流する。言い換えれば、この用水は「薬師堂堰」から引水された用水を、八幡山の一部や吉田林方面へと導水し、この区域の水田を灌漑する機能をもつものであり、この用水の南側に位置する八幡山の主要な水田を灌漑するのではなく、その北側の区域を灌漑するのに用いられている。しかし、八幡山地区の大半の水田には、条里形地割が認められることに注意しなければならない。

猿楽堰の設置

八幡山地区の灌漑用水は、その殆どが「猿楽堰」から分水された九郷用水に依存しており、「猿楽堰」は、この八幡山の水田を灌漑するための位置と標高を前提に設置されたものと見做すべきである。八幡山区域の灌漑用水に供される「猿楽堰」からの用水系統は、中世における導水を想定することができる（鈴木、1996・1998）。八幡山の水田は、この「猿楽堰」からの用水によって灌漑され、字「向田」区域の西縁の用水によって方格地割りが乱れる傾向が認められるとはいえ条里形地割の痕跡が確認される。これらの条里水田は、当初一町田遺跡（坂本他、1981）で検出されている“金屋大溝”（鈴木、1996）によって灌漑されていたことは、かつて推定したところであるが、この大溝は金屋地区の谷戸の水を集め、「金屋条里」の東側を流下しながら、この条里の東側の一部を灌漑し、現「雉岡城」の西側の谷の用水を集めて八幡山方面を灌漑していたものであろう。

このように、既存の灌漑用水においては、その極相まで水田化が進行しており、このような状態においては、上流部での変更が直接下流域の灌漑に影響するような固定的な関係が生じていたことを窺わせるものである。ともあれ、「赤根川」からの灌漑は、地形的な勾配に沿ってその東側を灌漑する用水網を基本としているが、大字八幡山の「猿楽堰」からの用水と接する大字金屋字「乙下ノ堰」の東側や字「甲中ノ堰」の北側では条里区画が乱れ、水路や畦畔が北側に振れる傾向が認めることができる。これは、「赤根川」からの灌漑用水の不足による水田の荒廃と再開墾が繰り返されたことと、ふたつの用水系統が接するために生じた結果であろう。

金屋大溝の廃絶

ともあれ、金屋地区の丘陵部は、9世紀以降から徐々に集落が進出し、この区域の開墾に伴って集落の周囲を中心とした区域の伐採が進行したことを予想することができる。おそらく、このような9世紀以降の集落の丘陵部への進出と、その後の丘陵部の開発との関連において、湧水量が減少しあるいは谷部の新しい開墾によって上流部での利用が高まるにつれ、“金屋大溝”あるいは“田端大溝”の水量が減少したことが予想される。この結果、八幡山方面の水田が用水不足になったものであろう。このような丘陵部の開発に伴う用水の減少が、“金屋大溝”の廃絶の大きな契機になったと考えることができる。このような丘陵部と周辺の開墾の状況については、児玉党「塩谷氏」の居館と推定される真鏡寺館跡のような用水の確保の形態がこれを象徴するものである（鈴木、1996他）。このように金屋地区の丘陵部や谷部は、新しい開発の拠点になり、これらが基本的に九郷用水の灌漑区域に属していないことは注意すべきであろう（註3）。

“金屋大溝”の廃絶の過程で用水が不足し、荒廃した八幡山の水田の再開墾

は、いつどの様にして進行したのであろうか。この点については、八幡山地区における調査例に乏しく明らかにし得る資料が極めて乏しい現状では具体的な推定が困難である。ただし、この区域の地割は、変形を蒙っているとはいえ条里の区画が残存しているところから、これらの水田がただちに全面的に荒廃したことは考え難く、異なった水源によって一定の灌漑が行われていたことを予想させるとともに、比較的古い時期において再開発が実施されたことを想起させるものである。おそらく、「猿楽堰」設置以前は、「赤根川」灌漑区域の余水および金屋丘陵部の谷筋からの余水を大字八幡山の西縁で集め、あるいは雉岡城跡の西側の谷筋からの用水を合わせた乏しい水源によって灌漑が行われていたものと推定される。ともあれ、この八幡山地区の水田の再開発は、「猿楽堰」の設置を前提としており、一定の広域で強力な政治的権力を背景にしたものであると考える必要があろう。

八日市の開発

この区域の再開発の問題を考える上で注目しておくべきものに、応永三年(1396)の大般若経の一日頓写事業の記述がある。この大般若経奥書には、安保光泰が「円岡」を号していることが記されており、この時期に安保光泰が八幡山字円良岡地区へ進出していたことを見て取ることができる(註4)。このように丹党系安保氏は、14世紀終末には今日の神川町大字八日市の区域をその所領としたものと考えることができる。しかし、かつてこの字円良岡に金鑽神社が存在していたことも積極的に評価すべきである。ちなみに、円良岡に所在した金鑽神社は、保木野・八幡山の用水の鎮守とされており、直接安保氏の関連で勧請されたものとは考え難く、児玉党系の在地領主層によって勧請されたことを検討すべきであろう。

この円良岡の北側に相当する神川町八日市地区は、条里形地割が顕著ではなく区画が乱れており、多くの畑地帯を含んでいる。この八日市地区においては、一部にこの用水を用いているが、大半の区域は灌漑にかかる用排水網も系統的ではなく、未発達な傾向が認められるところから、少なくともこの区域は古代において灌漑用水が潤沢ではなく比較的荒廃した土地であり、現在の用水系統はその再開墾の痕跡として捉え得るであろう。近世においても八日市村は保木野村等とともに、九郷用水から系統的に灌漑用水が供給されない区域を抱えており、嘉永六年(1853)の九郷用水の新堰設置に関わる水論もこのような点を裏付ける事件であると考えてよい(註5)。

このように、大字八日市地区については条里区画が不明瞭であり、九郷用水灌漑系統に直接に依存しない区域も多く、その体系外の区域に属していることに注意すべきである。この区域は、開墾と荒廃が反復されたような灌漑体系の外部の区域に相当し、この区域への安保氏の進出が、今日の行政区画としての

「八日市」成立のひとつの基盤を構成しているものと考えられることができる。ちなみに、付近の金屋地区に相当する「赤根川」灌漑区域の下流域において方格子地割の変形が明瞭であり、これに接する「猿楽堰」からの用水で灌漑される八幡山地区に一町方格が明瞭に残存するという、今日の大字界にみられる地割形態の不連続は、このような用水と耕作あるいは荒廃と再開墾の繰り返しによって形成されていると考えられることは、これらもまた歴史的なひとつの結果として捉えることができる。このように、今日の行政区画を単位とした区域と耕地の地割の形態が一定の相関をもっていることは、歴史的な過程が沈澱し土地に刻み込まれていることを示すとともに、条里形地割を中心とする土地区画が水源と水量の多寡によって変形されることを示しており、九郷用水の灌漑体系と土地区画の相関を端的に示す事例である。

猿楽堰の時期

このように用水系統と土地区画が一定の相関をもち、これに支配関係が関与しながら村落が形成され、後にこの区域を基礎に行政区に編成されたことから、今日行政区ごとの土地区画や用排水系統の差異が生じているのであろう。ともあれ、「猿楽堰」からの用水堀は、この安保氏による開発よりは古相を示すものであり、安保氏が円良岡への進出した14世紀末をかなり遡る、浅間山系B軽石(As-B)が降灰した12世紀初頭に比較的近い時期に相当する中世初期の開墾である可能性を指摘し得るであろう(註6)。

猿楽堰の意義

ともあれ、中世初期においてこの「猿楽堰」の設置と大規模な水田地帯の再開墾を果たした階層は、この地域においては児玉党系在地領主において他に考えることは難しい。しかし、旧児玉郡におけるそれぞれの区域は児玉党系の各「氏」が分布しているのに対して、八幡山を中心とする区域には、児玉党系在地領主の名字をもつ「氏」の分布が認められないところから、この区域の開発に関与した者は、おそらく児玉党系在地領主の本宗家であり、その所領の明確でない「庄氏」であった蓋然性が極めて高いであろう。このように考えるならば、「庄氏」の経済基盤を構成する主要な水田には、この「猿楽堰」の設置によって再開墾された、八幡山を中心とする区域が含まれていたものと推定することができる。

このような推定を前提に考えるならば、建久四年(1193)の児玉党と丹党との確執の原因が、神流川からの取水に関わる係争であると小林一岳氏(小林、1982)によって推定されていることとも関連を予想することが可能であり、この時期に先の「猿楽堰」の取水が行われたと捉えることもできよう。もちろん、これらは偶然に残された断片的史料による推定に過ぎないことから、この判断は慎重に行うべきであることはいままでもないが、これに幾分先行する時期に「猿楽堰」が設置されたと考えられる点にも注目しておくべきであろう。

b. 「児玉庄」と条里水田

この「猿楽堰」からの用水の開鑿に伴う再開墾は、その時期から考えるならば児玉党系在地領主層の開墾にかかる「児玉庄」との関連も考慮すべきであろう。「児玉庄」の成立を考える上では、天平19年(747)の聖武天皇勅旨によって児玉郡の五十戸が金光明寺(東大寺)の封戸となったことが確認されるが、沼野勉氏によってこれらが後に荘園化したことを推定されている点にも注目すべきであろう(沼野、1986)。ともあれ、「児玉庄」の区域や規模については殆ど明らかではないが、この推定を積極的に評価するならば、この区域が後の「児玉庄」の中核的基盤となったものとも考えることも可能であろう。

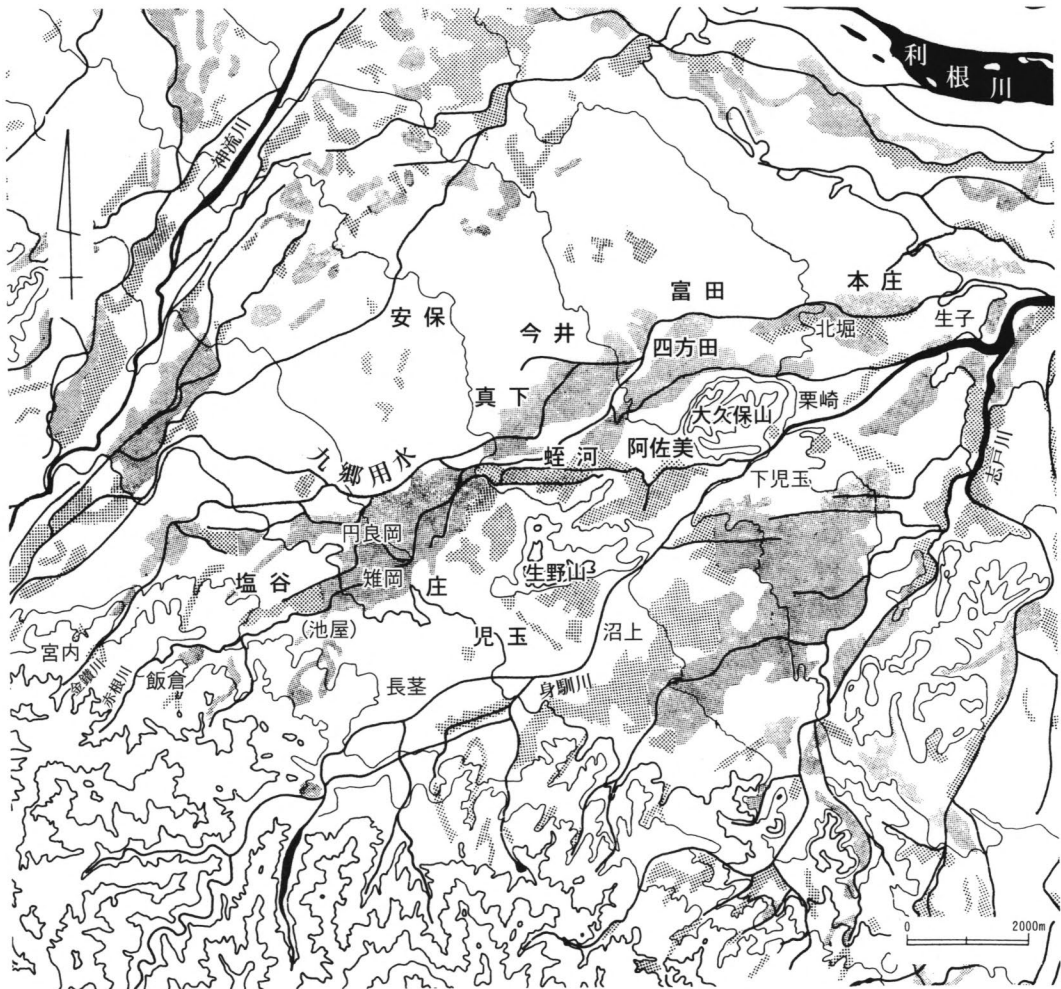
本庄と生子

しかし、むしろ応永三年(1396)「日光輪王寺大般若經奥書」[中記25]等による、後の「本庄郷」が「北堀」や「西本庄栗崎」等の九郷用水の流末に相当する区域に比定されていることに注意すべきである(註7)。また、栗崎が「西本庄」とされていることから、「本庄」は栗崎を含めこの東方に展開していたと考えることができる。この「本庄」の区域を考える上で注目すべき史料に、正和三年(1314)「武蔵國本庄内生子屋敷立野林并畠地」をめぐり本庄左衛門太郎國房と由利八郎頼久が相論となり幕府が裁許した「関東下知状」がある[中編57]。この史料によると、「本庄内」に「生子屋敷」が存在していたことを認めることができるが、この「生子」を現在の本庄市「五十子」に相当するものと推定するならば、「東本庄」の栗崎の西側に位置し、「本庄郷」や「北堀」とも接しており合理的に捉えることが可能である(註8)。

五十子地区の考古学的調査の事例は未だ充分とはいえないが、「児玉庄」の初見の資料である安元元年(1175)の「高山御厨」押領の相論を積極的に評価するならば、「児玉庄」の中核となったと推定されるこの区域の開墾は、この12世紀後半以前に遡るものであると考えてよいであろう。この「五十子」は、九郷用水の直接の灌漑区域ではないが、その最下流域に位置し、「男堀」に挟まれた区域に相当している。つまり、九郷用水灌漑区域の流末に位置する北堀とは隣接する区域であり、この地区を「本庄」の区域に相当するものとも考えることによって、前後の時期の地域的な推移も合理的に捉えることが可能になる。このように、この区域を中世初期に開発された「児玉庄」の中核的領域のひとつとして捉えるならば、この地域の在地領主層の経済的基盤を考える上で大きな示唆を与えるものとなる。この五十子をはじめとする本庄台地面の開発は、畠作の問題を含めて今後十分な検討が必要な問題である。

本庄と立野林

また、「本庄内」の「立野林」が所領を構成していることにも注目しておくべきであろう。ちなみに、この時期の「林」は単なる自然林ではなく、栗をはじめとする有用な樹木の「加功」に基づく植栽林を指していることは注意される



第18図 児玉郡周辺の中世

べき点である（木村、1992他）。五十子に近接する、本庄市栗崎の大久保山遺跡においては、13世紀後葉とされる第2号井戸から出土した曲物や柄杓等がヒノキ属であり加工性を重視した樹種を選択であるのに対して、井戸枠等の用材の殆どがクリ材で占められており、遺跡周辺で入手が可能な樹種であったことを示唆する現象として注目しておきたい（パリノサーヴェイ、1995）。また、この井戸からはクリの種子と共に、モモの種子が多量に検出されており、これらの栽培の可能性が指摘されている。さらに、該期の開発を考える上では、この大久保山遺跡からオオムギやアサの種子が検出されていることにも注目しておくべきであろう。

猿楽堰の時期

ともあれ、少なくとも13世紀前半期において、「生子屋敷」と称する屋敷地とそれに付随する「畠地」および「林」によって構成された土地が「本庄氏」の基盤のひとつであったことは注目すべき点である。このように「本庄」の区域には、九郷用水流末の水田とともに広大な台地面の開発区域が含まれていたものと推定することができる。また、この「本庄」の区域に含まれる大久保山遺跡（荒川、1995）に見られるように、12世紀中葉から13世紀代においては丘陵部や谷部の開発もひとつの重要な基盤であったと考えてよいであろう。とはいえ、大久保山遺跡においても11世紀代まで「竪穴住居」跡が確認されており、これらの区域が全く未開墾の山林であったと考えることも難しいが、この時期においては集落の周辺を構成する樹種は、クヌギ等の二次林によって構成されていたと推定されていることにも注目しておくべきであろう（パリノサーヴェイ、1997）。

ともあれ、このような丘陵縁辺部や谷部を中心とした開発は、児玉党塩谷氏の居館と考えられる真鏡寺館跡周辺をはじめ児玉町城の内遺跡（恋河内、1997）や向田遺跡（恋河内、1998）等でも確認されている。在地領主層の経済基盤のひとつとして、11世紀後半を中心に畠地の開墾が拡大したことが知られているが、児玉郡においても九郷用水の流末の水田開発とともに、これに隣接する高位の台地面に相当する区域や丘陵部の開発が「児玉庄」の重要な基盤となったことを推定することができる。

児玉庄と本庄

この荘園のひとつの中核となった区域を「本庄」とするならば、「児玉庄」の荘域内には、この「本庄」以外の土地を含んでいたものとして捉えることができるであろう。この「本庄」の区域には、後に児玉党の本宗家である「庄氏」との密接な関係を有する「本庄氏」が居住していると推定される点を積極的に評価するならば、「本庄」は「児玉庄」の荘域の一部に相当するものと捉えることが可能であり、「庄氏」をはじめとする児玉党系在地領主層の居館の推定される郡内の水田地帯においても、この荘域が分布していたことを想起すべきであろう。

児玉党の本宗家である「庄氏」は、この「本庄」の区域に居住していた可能性も検討すべきであろうが、共和地区等においても居住していたことがすでに推定されており、八幡山あるいは吉田林周辺にもその居所があったものと推定されていることにも注目しておくべきであろう（野口、1997）。時期は下がるものの、承安三年（1301）に編集されたとされる『宴曲抄』[町史中世]にみる、「雉が岡」における「者の武」という表現は、彼らの居住に関するものと考えることが可能であろう。また、吉田林においては、現行の水田地帯の谷頭付近に「堀之内」という字名が存在し、これに近接する吉田林女池遺跡において中世初

期の遺構や遺物が検出されていることを考えるならば、館跡の存在も想定することができる（註9）。

c. 「児玉庄」と児玉党

このように「本庄」の区域は、「児玉庄」のひとつの中核であり、阿久原牧に留住した「有道氏」が伝統的な権威を保有する郡司層をはじめとする階層との姻戚関係を伴う土着化の過程で、在地社会における権威と経済基盤を獲得し、九郷用水の流末の開発によって所領化されたものと考えられることができる。児玉党の祖とされる「有道氏」が金鑽神社という在地的な神祇を奉斎する前提には、地域社会の支配を貫徹するためであると同時に、水利権の確保とその社会的承認を獲得するという意義を認めるべきであり、その土着化の過程の一端を垣間見ることができる。

分割相続の問題

「有道氏」は、「児玉庄」の立荘に伴って「庄氏」を名乗ったと考えることができるが、もとより郡域の内部には複数の系譜と階層とを含んでおり、単純に単系の父系出自によって記載されている系図に基づいた児玉郡域全体に及ぶ一円支配からの所領分割の過程として捉えることはできないことはいままでもないであろう。もちろん、在地領主層による所領の分割相続の存在を否定するつもりはもとよりないが、系図は領主層のもつ理念の表現としての側面をもっているものであり、むしろ分割領有に至る在地社会の変化の過程を分析することこそが地域研究の大きな課題であることは再確認されておくべきことからである。少なくとも、地域社会の変化の過程を省みず、系図上の系譜関係の記載と所領分割の過程とを同一視することを前提に組み立てられた立場に拘泥するならば、今後の地域研究に益するところは少ないであろう。

児玉党の「所領」は、系図上の嫡流家による分割相続の形態から、その所領を代表していることを認めることはできても、必ずしも一元的に所有していたことを単純に示してはいないであろう。彼らが、土地の所有関係や諸権利を一括して嫡男等に相続しえないのは、これらが単純に嫡流家の一元的所有にかかるものではなく、実質的な基盤を異にする様々な形態をその内部に含んでいたことを示唆している。言い換えると、党的結合の意味するところは、一定の共同性を帯びた土地をはじめとする諸権利についての、親族・姻族を含めた全体としての利害の共同性に基づく結合形態であると考えることが可能であろう。したがって、「児玉庄」の分割された「所領」の内部は、様々な所有や諸権利の形態を内包し、諸権利や保有地を含めて、各「氏」に分割した形態であると捉えるべき必要がある。また、この分割においては土地に対する諸権利をも相続する形態が想定され、その内部に国衙領についての諸権利をも含んでいること

を示唆している。

児玉党の基盤

このような急速な所有形態の解体が何によって惹き起こされたのかは定かではないが、このような現象はひとつ「児玉党」における個別的な現象ではなく、この時期における歴史的な過程として捉えておく必要がある。この時期の党的な一円支配は直接的な「所有」にかかるものではなく、諸権利に基づく共同主観的な基盤に基づくものであり、この時期の短期間に集中的に現れる分割は、古代的な形態から真の領域支配への胎動を意味するものであろう。この時期に、分割されたのは国衙領等に関わる土地の諸権利であり、直接の経済的基盤は児玉郡内に散在する台地や丘陵部と谷水田等の新開の土地であった。おそらくは、この時期の国衙権力の後退と階級的認知が在地領主層の諸権利を拡大し、既に進行していた個別的な土地の管理方式に急速に切り替えられたものと考えべきであろう。律令的土地所有形態の残滓を拭い去り、氏的な関係に基づく占取形態への変化が、この時期に分割相続という形態で急速に進行する領有形態へと転換していったことの実態であると考えておきたい。

すでに用排水系統の体系は確立し、あるいは古代的な土地観念のひとつの基盤であった土地の精霊等に媒介された関係との決別を果たし、共同体的な共同利益地としての「山野」の分割占取に基づく畠地や谷水田の開墾が安定していたことが、このような変化の実質的基盤のひとつであろう。しかし、国家的に階層的な系列化が行われているとはいえ、地域的固有神である金鑽神社によってこの地域の水利系統が統合され、律令的な編成を基盤とする諸権利が継承されている側面に注目すべきである。このような在地的神祇を介した統合性は、党的結合によって維持されているとはいえ、後の水利慣行のひとつの基礎となるものであろう。

ともあれ、かつて注目したように「児玉庄大夫家弘」が「庄+大夫」の称をもつことを積極的に評価するならば「児玉庄」の開発主体であることが推定されるが、おそらくこの立荘は11世紀末から12世紀前半を前後する時期を想定し得るであろう。「本庄」の区域は、少なくとも12世紀中葉頃までには一定の中世的開発が進行していた区域と推定しうるところから、嫡流「庄太郎家長」の西遷に前後して「本庄氏」の所領となったものと捉えることができよう。

児玉庄の区域

言い換えれば、「所領」として第一次的に開発された区域は、九郷用水の流末に相当する北堀、栗崎、五十子を中心とする「本庄」の区域であり、また、このような時期には「猿楽堰」の設置によって八幡山周辺をはじめとする広大な水田地帯の再開発が実施されたものと考えられるところから、この区域もまた「児玉庄」の中核的領域のひとつとして想定することができるであろう。「猿楽堰」の灌漑区域に接する吉田林の「堀ノ内」下流域の水田も、先に見

たように館跡の存在も想定されるとともに、これを前後する時期に開田されたことを積極的に検討すべきである。また、生野山以南の谷水田や畑地等の土地についてもその開発の過程を検討すべきであろう。このように考えるならば、中世初期の再開墾は、条里水田の外部の水田と畠地等に重点を置いているが、八幡山区域のように新しく用水路を確保し再開墾した区域においては条里形地割が存続し、その用排水系統網に依存しながら実施されていたことは注目すべき点である。

中世初期の開発

このように児玉党系在地領主層の経済基盤は、条里水田の縁辺部に相当する九郷用水流末や身馴川流域の開発と、従来開発が充分ではなかった台地や丘陵内の畠地や谷戸田等の開発に加え、独自の用水確保に基づく荒廃した条里水田の再開墾にあったと考えることができる。このように考えるならば、九郷用水灌漑区域である条里水田においては、なお国衙領が比較的広汎に展開し、錯綜した所有関係へと移行していたことを予想すべきであろう。もちろん、この地域の在地領主層は、このような国衙領の徴税の請負に関与することによって、ひとつの重要な経済基盤を確保していたことを積極的に想定しておくべきである。

このようにこの地域の中世初期の開発は、九郷用水による主要な灌漑区域を構成する条里水田を中心とするのではなく、この縁辺部や台地高位面の畠地や植栽林の開発を中核とし、条里水田の区域については荒廃した水田の再開墾によるものであったことは注意しておくべき点である。

言い換えれば、この地域の水田耕地は、用排水系統の体系の周縁部の綻びによって条里形地割の一部が変形されているとはいえ基本的な区画が維持されており、あるいは条里形地割の認められない区域については、本来の用排水の体系外に位置する縁辺部の水田耕地であったことは、この地域の耕地景観を考えていく上では頗る重要な点であると思われる。ともあれ、この地域の条里水田は、中・近世の変化を経ながらも基本的に維持継続されていることは再確認しておくべきことである。

3. 児玉条里と近世の変化

a. 八幡山城と周辺の水田の変化

先に「児玉庄」の中核のひとつとして推定した八幡山地区の水田は、戦国末期～近世の形態をもつ「雉岡城（八幡山城）」の北側に位置している。この雉岡城は、その成立年代が明らかではないが、この城跡の本丸付近と推定される児玉中学校体育館建設に伴って出土したとされる百数十基余の五輪塔群に注目すべきであろう。この五輪塔群は、現在児玉町大字小平に所在する岩谷堂に移設

されているが、応永二年（1395）をはじめ応永から天文までの紀年銘が認められ、14世紀末から16世紀前半に連綿と造立されたものと考えられる。おそらくこの五輪塔群は、雉岡城の築城に伴って埋置されたものと推定され、雉岡山の山号をもつ玉蔵寺の移転との関連が窺える（野口他、1998）。

雉岡城の造成

雉岡城は山内上杉氏によって築城されたとされているが、この五輪塔群の存在を積極的に評価するならば、雉岡城は16世紀中葉以降に丘陵全体に及ぶ大規模な造成が実施されたものと推定されるであろう。ちなみに、この五輪塔群に山内上杉氏の居城である平井城周辺を産地とする牛伏砂岩が多量に含まれ（秋池、1998）ていることは、相互の関連を窺うひとつの材料となり、この時期においては大規模な造成に先行するものと考えられる。ともあれ雉岡城は、その後後北条氏、さらに天正18年（1590）から慶長6年（1601）までの11年間松平清宗とその嫡男家清が治め、関ヶ原の戦いの後三河吉田城に転封以降は廃城となった。

八幡山地区の水田が八幡山城（雉岡城）に接する位置であることを積極的に評価するならば、戦国期において後北条氏等による再開発も想起される（註10）。ちなみに、雉岡城の西側の小河川、あるいは東側の湧水が、城の外郭へと引き込まれておりその流路が変形していることに注意しなければならない。これらの用水は、字前田地区の水田の灌漑にも用いられているが、このような小河川の外郭への還流と一定の貯水は、従来の灌漑系統の変更を余儀なくさせる部分を含んでいるであろう。また、用水網の機能は勸農的側面とともに防塞的な機能を持っていることに注目するならば、雉岡城の整備に伴って変形されていることも検討しなければならない。しかし、これはおそらく第二次的な変化であり、機能的側面に偏った具体的な根拠に乏しい推論と言わざるを得ないであろう。

ともあれ、相次ぐ領主の交代は、土地と灌漑用水の諸権利の交代を意味してはいるが、これらの諸権利は直接は領主層に帰属せず、日常的な土地に付帯する諸権利としての社会的慣行という形態を示すものであろう。水田が分割されて支配される基盤は、土地と灌漑の諸権利が分かち難く一体となった単位性を帯びているためである。水利権や慣行の領主からの相対的独立は、直接性を回避し神仏を介した代替的表現による統合体としての地域社会のひとつの基盤であり、共同体的慣行として位置づけられるものとなっている。このような地域社会は、権力の形成と共に生じる構造的布置であり、「出来事」の“地”として構造化されているのであろう。ともあれ、この地域の中世末期～戦国期においては、もとより史料に乏しく、地域を描こうとするときに多くの推定に頼らざるを得ない。しかし、これらの諸点については、今後の多方面の調査の過程で明らかにし得るところがあろう。

b. 近世の新田開発と条里景観の変化

近世の新田開発と条里水田の関係を考える上では、吉田林地区の開田の過程がひとつの参考になるであろう。吉田林地区においては、九郷用水によってこの区域の北側を潤すが、南半には「松池」、「女池」、「藤池」等の溜池が設置されており、これらの比較的高位置にある水田は、これらの溜池によって灌漑されているとみてよい。これらの溜池は、身馴川の古い河道に相当する緩い低地帯の湧水を主に貯水するものであると考えることができる。吉田林区域の水懸かりは、旧報告（鈴木、1998）[基図11]に示した。条里地割をもつ灌漑区域である旧報告[基図10]と比較するとその差異は明瞭である。地形に沿って帯状に展開し明瞭な曲折が無く、規則性に乏しい。この区域の水田はどのように捉えるべきであろうか。

新田開発と灌漑

吉田林村は、享保二年（1717）溜池二ヶ所で23町歩の植え付けが可能であり、明治9年（1876）の『武蔵国郡村誌』では、九郷用水29町歩、松池12町歩、女池9反歩、藤池13町3反余の灌漑が可能であるとされている。この各溜池の灌漑面積から、享保二年の二つの溜池が松池と藤池を指すものであり、女池はその後に設置されたことが推定される。また、昭和17年（1942）の調査では、この三つの溜池で32町歩が灌漑可能であるとされている。

吉田林村では、慶長14年（1609）に155石の新田開発が行われたことが知られているが、九郷用水と溜池による相互の灌漑の関係は不明である。これらの溜池灌漑が、吉田林地区の近世の新田開発にどのように関わっているのかは明らかではないが、この区域が条里地割が認められないことから、おそらく九郷用水灌漑区域の縁辺部やその外部がこれに相当するものと考えることができよう。吉田林村では、元和4年（1618）に検地を受けており、47町余の水田が記載されている。先の溜池灌漑区域の23町歩を引くと24町歩が残り、これが概ね17世紀初頭期の九郷用水灌漑区域に相当するものと考えてよいであろう。ちなみに吉田林村の水田は、承応2年（1653）46町歩余、寛保3年（1743）46町歩余、文化15年（1818）48町歩余である。

近世吉田林村の石高536石のうち『武蔵田園簿』によると、このうち239石が畑方であり、378石が田方であると考えられるところから、単純に計算すると一町あたり平均約8石であり、溜池灌漑区域が23町歩で184石である。しかし、この溜池灌漑区域にも一部に既存の水田が存在したと考えられることや、「郷末水届兼田方捨」という扱いの低い租額の区域が、この溜池灌漑区域に含まれていると考えられるところから、実際の石高はこれより低い数値であると考えべきであろう。このように考えるならば、これは先の新田開発にかかる155石に比較的近い数値であると考えてよいであろう。

新田開発の区域

おそらく、近世初期の新田開発にかかる区域は、この溜池灌漑区域に相当する区域を主要な範囲とするものと推定しておきたい。ちなみに、吉田林の溜池灌漑区域の試掘調査によると、地表に条里形地割が認められないことと対応するように古い水田層が未発達であり、単一の耕作層の継続による水田が確認し得る地点も多く、水田床土の累積的堆積に乏しく新しい開田に伴うと思われる土層の状態を認めることができる。このことも溜池灌漑区域の新しい開田を端的に裏付ける現象であろう。もちろん、先に見たように現行の帯状を呈する水田地帯の谷頭付近に「堀之内」という字名が存在し、中世の館跡の存在も想定されるところから、近世初期以前の開発も想定されるが、おそらく女池遺跡から検出された中世の遺構群の意味するところは、独自の水源の確保に基づく下流域の開発に関わるものと推定される。しかし、この遺構群が長期に継続せずに廃絶していると推定されるところから、かかる水田の長期にわたる広域な維持がおこなわれたと考えることも難しいであろう。

ともあれ、近世の開墾においては、当然のことであろうが条里形の一町方格の地割を基準とせず、地形に沿った開田が認められると同時に、このような開墾においても九郷用水の水系からの導水が認められないことは注目すべき点である。吉田林村は、九郷用水灌漑区域と溜池灌漑区域という、水利における利害の共同性に基づく二つの区域を内包している。ともあれ、近世の新田開発にかかる水田は、独自の用水系統である溜池を設置し、従来の九郷用水系統からの取水は行われておらず、伝統的な条里形地割とは異なった水田区画をもっていることは注目しておくべき点である。

c. 九郷用水の維持管理の機構

九郷用水による灌漑系統は、近世においても基本的に維持されていると考えることができるが、近世においてはどのような維持管理が行われていたのだろうか。用水の管理と普請についての史料を概観すると、神流川取水口では九郷用水による灌漑に関わる二十二ヶ村の全体、各分水堰においてはその灌漑に関わる村々が協働し、用水堀の除草や浚渫はこれに該当する村がそれぞれ実施し、各水田の導水路は耕作者が各々行うという、樹枝状の分水関係に応じた協働関係に基づいて実施されている（註11）。言い換えれば、九郷用水の維持管理は、樹枝状の分水関係の対立図式に沿った相補性を保有する各村の協働で実施されており、それぞれは受益率を前提とする慣習に基づいた分担や負担割合を定めながら、村を単位とする輪番等の互酬的關係性に基づく管理方式が採用されている。ここで注目しておくべき点は、これらが直接には領主等の政治権力の指示監督によって実施されるのではなく、村単位の協働によって維持されている

側面をもっていることであろう。また、水論に関わる史料においては、既存の関係性を前提に対立者を訴え出るといふ言説性を認めることができることに注意しておくべきであろう。水論等の訴訟の裁定には、既存の関係性と慣行に依る方式であり、地域社会の相互的な関係性を重視されていることは再確認しておくべき点である。近世の九郷用水は、旗本領等が錯綜するこの地域の多様な知行関係に跨っており、政治的な権力によって統括されているように見えながらも、基本的には用水の受益地の相互的な村単位の組織によって維持管理されている。しかし、近世領主層の経済基盤はもとより年貢であり、大規模な洪水等の特別な事態が生じた場合においては、幕府および領主・地頭の入用普請が実施される場合のあることにも注目しておくべきであろう。ともあれ、近世においては、村役人相互の関係として現象する地主層相互による基層的な機構によって、用水の維持管理が実現されていることは注意されなければならない点である。

水利慣行と権力

九郷用水関係の初出の史料である、天正15年(1587)に比定される「北条氏邦印判状」(註12)においても、すでに既存の慣行に基づく指示であり、基本的な水利の関係性は同型的であったと見做し得るものであり、このような関係性は更に古く遡り得るものであると考えてよいであろう。もちろん、中世初期においては、神流川取水口では流域全体に共同性が生じ、分水堰に見る利害の共同性は、在地領主や名主相互の関係として現象したものと推定することができる。おそらく、基本的には九郷用水灌漑区域に属していない用水と耕地についても同様の関係性を認めるべきであろう。しかし、これらは何れも小区域内での自己完結的な機構であり、区域間の相互依存性が低いと考えられる点にも注意しておくべきである。

ともあれ、このような灌漑体系を前提とする機構は、それぞれの時代において政治的な背景をもちながら、基本的には用水の維持管理が政治権力によって直接実施されているのではなく、むしろ樹枝状の分水関係の対立図式が様々な歴史的相貌を取りながら立ち現れていることは見逃してはならない点である。このように九郷用水にかかわる維持管理の機構は、近世においては各村落を軸に長期的な互酬形態によって維持されている。言い換えるならば、水利を軸とする共同性を基礎とする社会的関係と、知行関係に認められるような政治的な関係が認められ、これらが二重の拘束性を帯びたその交差の上に近世の「村落共同体」が位置づけられるといえよう。また、九郷用水灌漑区域を主とする条里水田区域と、谷水田や畠地を主とする非条里区域は、その共同性のあり方に差異があることも注意しておくべきである。

ま と め

本章では、児玉条里遺跡の形成過程とその後の具体的な歴史的な変化の過程に眼目をおいて、この地域の景観の変遷を概観した。以上を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- ① 児玉条里遺跡を含む武蔵国北部においては、7世紀後半には現行の正方位の条里形地割と異なった方格地割の存在が推定され、8世紀代に入り次第と現行の条里形地割が形成されたものと推定される。
- ② 古代の金屋条里を灌漑していた“金屋大溝”等は、平安期の丘陵部の開墾に伴って水源が不足するとともに荒廃したと推定され、これに代わって中世初期においては、この区域を灌漑するために、九郷用水に「猿楽堰」が設置されたものと考えられる。
- ③ 「児玉庄」の一角を構成する「本庄」は、五十子に比定することのできる「生子」等の九郷用水の流末に位置していたものと推定され、台地部や丘陵部の畠地や植栽林をその中核とするものであったと考えることができる。また、先の「猿楽堰」の設置によって灌漑されている八幡山地区の水田も「児玉庄」を構成するひとつの主要な区域に属していたものと推定することができる。
- ④ この地域の近世の新田開発にかかる水田は、吉田林の溜池の設置に伴う条里形地割をもたない水田に見られるような九郷用水の灌漑区域の周辺に位置するものと推定され、これらの灌漑は基本的に九郷用水に依存していない。
- ⑤ 条里形地割の遺存する水田は、基本的に九郷用水系に属しており、中世以降においても領主や旗本等との政治的な関係とは相対的に独立した、水利慣行に基づく共同組織によってこれらの用排水系を維持しているものと考えられる。

本章では、前稿（鈴木、1998）で示した共時論的な“型”の生成の過程とその変遷を捉えることに視点をおき、別稿とともに前稿を補完する意図をもつものであるが、必ずしも十分にこれを果たし得たとは言えない。しかし、これらはそれぞれに少しずつ論域を異にすることは、同一の対象を扱ったものであり、今後さらに繰り返し分析されることによって、徐々に臆気な地域社会の変遷と構造が像を結んでゆくものと考えている。しかし、近年良好な報告書が次々と刊行され、より具体的な地域の像が明らかになる形勢であるとはいえ、児玉条里遺跡とそれを取り巻く歴史的な把握のためには、更に多くの調査事例の検討を重ねなくてはならないであろう。

地割の継承と変形 ともあれ、基本的な井堰灌漑体系としての九郷用水と条里水田は、形成期以

降、基本的には同形の枠組みが継承されてきたと考えてよいが、これらの内には荒廃や再開発を認め得る部分があり、徐々に今日的景観へと推移していることを確認することができる。しかし、土地区画や用排水系統は決して漸進的に不定方向の変化を辿るのではなく、これらが維持される区域と変形されあるいは付加される区域があり、それぞれに一定の画期をもっている。金屋地区の灌漑用水流末の条里区画の変形は、荒廃と再開墾によって断続的に変化したものであろうし、八日市地区の水田が一町方格の地割が不明瞭である点も新しい開墾による開田ないしは再開墾の過程を示すものであると推定しうることは、条里形地割と一体をなす灌漑体系の強靱さを示すものであろう。また、中世初期の再開発にかかる八幡山区域の水田は、水源の付け替えを基本としつつも条里形地割を継承し、基本的には区域内の古い用排水系統を維持していると考えられる点は重要である。

このような耕地と用水の歴史的な変化の過程も、それぞれに漸進的な自由な変形が認められないことを端的に示す事例であり、それぞれ耕地と用水の体系に拮据取られながら継承されていることを示している。言い換えれば、前稿(鈴木、1998)で見た児玉条里の九郷用水井堰灌漑体系の基本的な枠組みは、変更の困難な長期間維持された体系であり、今日の景観も水源や水量および用排水系統が相互的な体系を構成し、これらの変化はその一部の変形や延長あるいはある種の組み替えとして捉え得る部分があることは再確認し得るであろう。

今後の課題

条里形地割と灌漑体系の体系は、比較的安定した人間生態系の装置である。固定された土地とそれを囲む人間生態系もまた、ひとつの構造的体系性をもって我々を拘束する沈黙の枠組みを構成するのであろう。一定の水田の保有と耕作は、我々を意識外の体系へと導き、緩やかではあってもこの体系による被拘束性を帯びた相互的關係を強いる部分がある。本章では、紙幅等の関係で十分な検討を行うことができなかったが、今後はこの人間生態系の装置としての側面に視座を据え、その歴史的な推移と意義について分析し再検討する必要がある。

なお、本稿では、具体的な耕地や用水堀等の推移を取り扱おうと考えたために、この地域の地名等が頻出し簡明な挿図等も作成し得なかったために、他地域の方々には煩雑な判読作業を強いる記述となった。論究すべき地域研究の裾野は茫漠としており未だ見えないが、機会を見て旧稿との関連や群馬県の埋没水田遺構等の周辺地域を含めた一般化を図り提示したいと考えている。

残された問題

今回の調査の原因となったパイプラインによる新しい灌漑系統である“九郷かん排”の施工によって、永く維持されてきた九郷用水の水利に基づく共同性は解体し、新しい灌漑排水の体系が再編された。これによって、共同性の基盤

としての水利の共同性は潜伏し、神仏等の媒介項を排除した個別灌漑方式へと移行した。すでに、従来の灌漑と耕地の体系は解体し、調査区域周辺の灌漑系統にも変化が兆している。この地域の条里水田や灌漑体系は、今まさに、ひとつの大きな画期を迎え、代替する水源と排水路および新しい土地区画によって、永らく維持された耕地と灌漑体系が変貌を遂げつつある。今後は、広義の考古資料として捉えるべき、人為的な営為が累積的に刻印された「土地」を読み解く作業に大きな困難が伴うことになろう。しかし、未だ遺跡の大半は未来に託した深い眠りの中にある。そして何よりも、我々には地域史についての問題意識の蓄積と、地域研究への意志が継承されていることを忘れてはならないであろう。

(鈴木徳雄)

註

- (1) とりわけ今井条里遺跡は、大規模な面的で詳細な調査が実施され、意欲的な報告書が刊行されており、この地域の条里研究の基礎となるものであろう。岩田明広氏は、今井条里遺跡の報文(岩田、1998)中の「今井条里遺跡における地割りの変遷 — 条里型地割の成立と崩壊過程 —」において、要約的にその変遷を示されている。本節の今井条里についての記述は、この報文に多くを負っている。また、この条里縁辺部の様子は、本庄市地神・塔頭遺跡(岩瀬、1998)で窺い知ることができる。岡部条里遺跡については宮本直樹氏、古代榛沢郡の諸点については鳥羽政之氏の懇切な御教示を得ることができた。また、坂本和俊氏には、この地域の諸問題について様々な御教示を頂戴している。以上の皆様の御教示に感謝したい。
- (2) 現行の条里形地割に先行する地割のうち、今井条里遺跡の報文(岩田、1998)中で示された8～9世紀前半の地割とされたものについては、その地割りそのものの推定や、年代等の分離に検討を要する部分があるように思われる。
- (3) 別稿「児玉条里と地域社会の変化」『児玉条里遺跡 — 北田地点 —』(以下、別稿とする)。なお、本章は、この別稿とともに前稿(鈴木、1998)を補完する表裏の関係にある一連のものであり、併せて参照されることを切に希望するものである。
- (4) 応永三年十月十八日に実施された大般若経の一日頓写については、(千田、1988)による。「輪王寺聖教」[中記25]。また、この安保光泰の「円岡」と「円良岡」との関係については(野口、1998)による。また、この小字としての「円良岡」については、児玉町大字八幡山と神川町大字八日市に跨っている点にも注意しておかなければならないであろう。
- (5) 『児玉町史』近世史料編参照。なお、児玉郡の中・近世の諸点については、

児玉町史編さん委員会ならびに野口泰宣氏の御教示と御協力を得た。

- (6) かつて、浅間山系B軽石を田床に含む水田の形成以降の開墾と推定したが、これはあくまで付近の洪水の時期にかかわるものとして捉えておくべきであろう。
- (7) 野口泰宣氏の推定による（野口、1998他）。なお、「本庄」内の「立野林」を上里町立野に比定することもできるが、「五十子」の北西部に隣接する台地面に位置する区域であった可能性も否定し得ないところから、ここでは徒に推定を行わずその比定地については保留しておくべきであると考え。なお、「児玉庄」は、安元元年（1175）に高山御厨の押領で相論があったことが『玉葉』に記載されている。
- (8) 児玉町史中世資料編55。この相論にかかる「本庄」内の土地については、仁治二年（1241）に曾祖父の本庄四郎左衛門尉時家が失った所領と推定されている（野口、1998）。なお、「五十子」は、現在「イカッコ」と読んでいるが、江戸時代には「イカコ」と訓じていたことも参考になろう（本庄市史編集室、1986）。このような点を勘案するならば、「生子」は、「イクコ」と読むのが妥当であると思われる。
- また、本庄市教育委員会によって東五十子地区で大規模な中世の遺跡が発掘調査されたことにも注目しておくべきであろう。調査を担当された太田博之氏の御教示によると、これらの遺跡は「五十子陣」に前後する時期のものと推定されており、ここで想定した史料との直接の関係を認めることは難しい。ともあれ、多量の出土遺物とともに手工業生産者の居住をも推定しえる大規模な遺跡であるところから、周辺区域を含めた今後の分析に期待されるところが大きい。調査を担当された太田博之氏の懇切な御教示に感謝します。
- (9) 児玉町教育委員会（平成7年度・平成9年度）および、児玉町遺跡調査会（平成7年度）に調査を実施したものである（担当恋河内昭彦）。
- (10) この八幡山地区の理解には、石清水八幡の勧請の問題や雉岡城（八幡山城）の拡張整備に伴う移転等を含めて詳細な分析が必要であろう。また、神社とともに寺院を含む信仰の問題等、触れておかなければならない課題は多い。これらの諸点については別稿で触れるところがある。
- (11) これらの諸点を示す史料をここで掲げる紙幅はないが、具体的な村相互の関係は『九郷用水関係資料集』等を参照されたい)
- (12) 「北条氏邦印判状」『児玉町史』中世資料編

引用参考文献

- 赤熊浩一 他 (1988) 『将監塚・古井戸ー古墳・歴史時代Ⅱー』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第71集
- 荒井秀規 (1988) 「神奈川古代史素描ーヤマト王権の進出と足柄評の分割ー」 『考古論叢神奈河』 第7集
- 荒川正夫 他 (1995) 『大久保山Ⅲ』 早稲田大学本庄校地文化財調査報告 3
- 荒川正夫 (1998) 『大久保山Ⅵ』 早稲田大学本庄校地文化財調査報告 6
- 石母田 正 (1967) 「民会と村落共同体」 『歴史学研究』 325
- 磯崎 一 (1997) 「古墳時代の土器編年と集落について」 『今井川越田遺跡Ⅲ』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 井上尚明 他 (1986) 『将監塚・古井戸ー古墳・歴史時代Ⅰー』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第64集
- 井上尚明 (1997) 「道路跡について」 『今井川越田遺跡Ⅲ』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 岩瀬 譲 (1998) 『地神／塔頭』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第193集
- 岩田明広 (1998) 『今井条里遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第192集
- 大熊季広 (1998) 「児玉町山崎上ノ南遺跡の調査」 『第31回遺跡発掘調査報告会発表要旨』 埼玉考古学会ほか
- 大熊季広 (1998) 「児玉町山崎上ノ南遺跡」 『木簡研究』 第20号
- 大熊季広 他 (1999) 『藤塚遺跡ⅡーB2地点の調査ー』 児玉町文化財調査報告書第33集
- 太田博之 (1999) 「本庄市東五十子田端屋敷遺跡における文字線刻紡錘車の発見」 『情報』 19 埼玉考古学会
- 金子彰男 他 (1995) 『真下境西・反り町・八荒神北・八荒神南遺跡』 神川町教育委員会文化財調査報告書第12集
- 木村茂光 (1992) 『日本古代・中世島作史の研究』 校倉書房
- 金田章裕 (1985) 『条里と村落の歴史地理学研究』 大明堂
- 金田章裕 (1993) 『古代日本の景観』 吉川弘文館
- 恋河内昭彦 (1989) 『共和小学校校庭遺跡』 児玉町文化財調査報告書第10集
- 恋河内昭彦 (1993) 『川越田遺跡Ⅱ』 児玉町調査会報告第5集
- 恋河内昭彦 (1995) 『飯玉東Ⅱ・高縄田・樋越・梅沢Ⅱ・東牧西分・鶴蒔・毛無し屋敷・石橋』 児玉町文化財調査報告書第17集
- 恋河内昭彦 (1997) 『城の内・日延・東田・浅見境北遺跡』 児玉町文化財調査報告書第23集
- 恋河内昭彦 (1998) 『向田A・向田B・老丁田遺跡』 児玉町文化財調査報告書

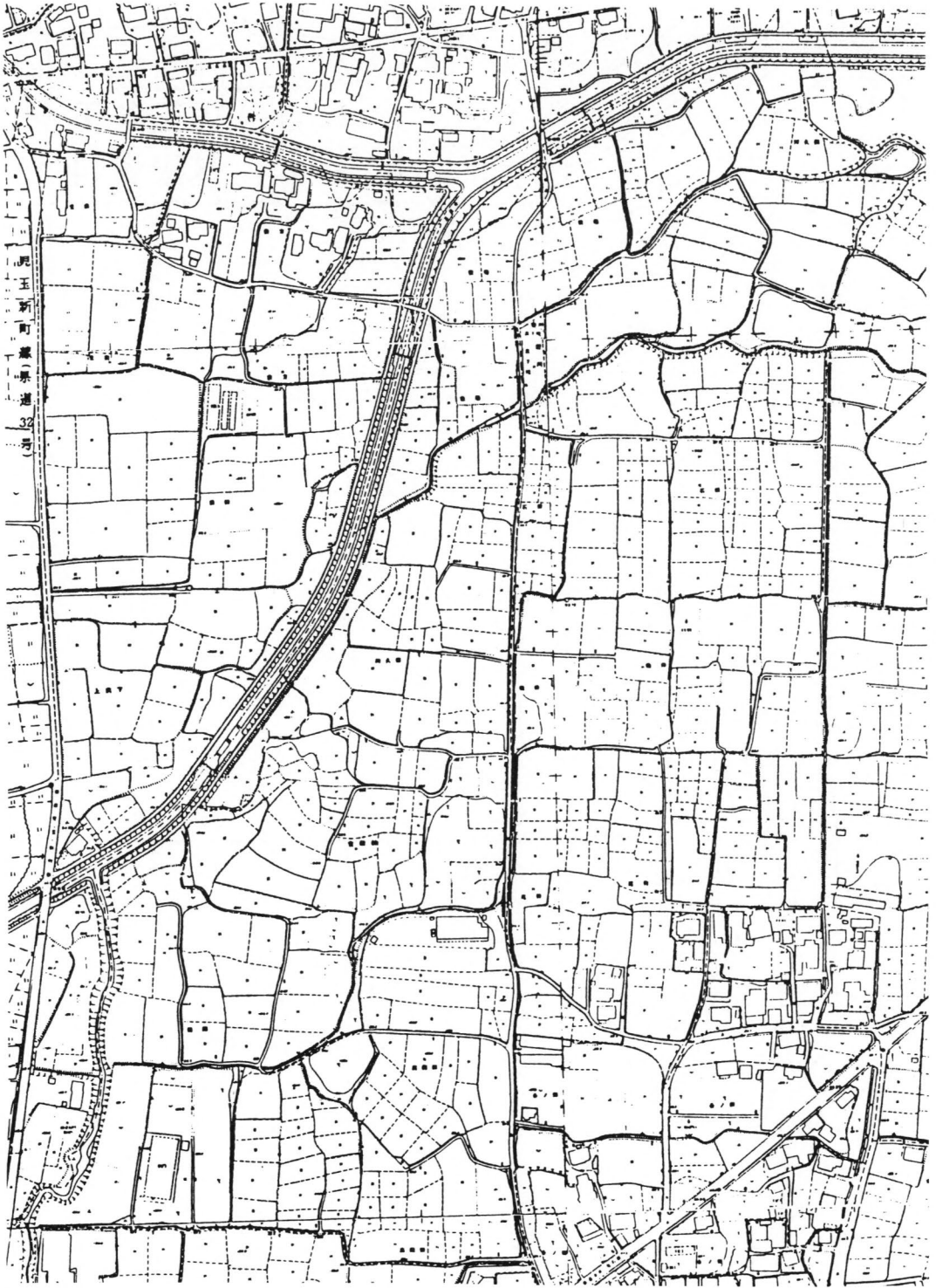
第27集

- 小林一岳 (1982) 「中世前期における在地領主間結合の一側面」『中世の東国・春』第2号
- 坂本和俊 他 (1981) 『金屋遺跡群』児玉町文化財調査報告書第2集
- 坂本和俊 (1991) 「榛沢郡の成立前夜」『公開シンポジウム中宿遺跡を考える』北武蔵古代文化研究会
- 篠崎 潔 (1992) 『臼樹原・檜下遺跡Ⅳ』臼樹原・松下遺跡調査会
- 篠崎 潔 (1999) 『中原・金屎・久保宿・観音院南・光権寺・北原遺跡・大蔵塚』神川町教育委員会文化財調査報告第18集
- 鈴木徳雄 (1988) 「阿佐美氏館とその周辺」『中畑遺跡』児玉町遺跡調査会報告第3集
- 鈴木徳雄 (1989) 「古代児玉郡の開発と真下大溝」『真下境東遺跡』児玉町文化財調査報告書 第9集
- 鈴木徳雄 (1991) 「塩谷氏館跡と児玉党の形成」『真鏡寺後遺跡Ⅲ』児玉町文化財調査報告書 第14集
- 鈴木徳雄 (1991) 「古代児玉郡における集落設営の計画性」『辻ノ内・中下田・塚島・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書 第15集
- 鈴木徳雄 (1995) 「古代児玉郡の土地利用と方形館の成立」『堀向・藤塚・柿島・内手・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書 第18集
- 鈴木徳雄 (1996) 「金屋条里周辺の灌漑と開発」『東鹿沼・藤塚B1・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第21集
- 鈴木徳雄 (1996) 「古代北武蔵の開発と集落」『月刊文化財』11月号 No.398
- 鈴木徳雄 (1997) 「古代北武蔵の土地利用と集落」『日本歴史』9月号第592号
- 鈴木徳雄 (1998) 「児玉条里の形成と継続」『児玉条里遺跡－児玉北部地区－』児玉町文化財調査報告書第28集
- 瀧瀬芳之 他 (1997) 『今井川越田遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 田中広明 (1996) 「武蔵国の加美郡と陸奥国の賀美郡」『埼玉考古』第32号
- 田村 誠 他 (1998) 『中道遺跡第15・21・23・25地点・中北原遺跡第2・4地点・北下原遺跡』神川町教育委員会文化財調査報告第17集
- 千田孝明 (1988) 「輪王寺蔵の大般若経について」『栃木県立博物館研究紀要』第5号
- 利根川章彦 (1998) 『御林下遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第223集
- 徳山寿樹 他 (1996) 『藤塚遺跡－B2地点の調査－』児玉町文化財調査報告第22集
- 徳山寿樹 他 (1997) 『金佐奈C・児玉条里上田地区』児玉町文化財調査報告第25集
- 富田和夫 他 (1981) 『立野南・八幡太神南・熊野太神南・今井遺跡群・一丁田・

- 川越田・梅沢』埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書46集
- 鳥羽政之 (1995) 『中宿遺跡－推定・榛沢郡正倉跡の調査－』岡部町埋蔵文化財調査報告書 第1集
- 鳥羽政之 (1997) 『中宿遺跡Ⅱ－推定・榛沢郡正倉跡の調査－』岡部町遺跡調査会発掘調査報告書 第5集
- 鳥羽政之 (1998) 「律令期集落の成立と変貌(上)」『土曜考古』第22号
- 鳥羽政之 (1999) 「律令期集落の成立と変貌(中)」『土曜考古』第23号
- 中村倉司 (1999) 『岡部条里・戸森前』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第217集
- 沼野 勉 (1986) 「文献から見た古代から中世の児玉地方」『将監塚・古井戸－古墳・歴史時代Ⅰ－』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第64集
- 野口泰宣 (1997) 「中世における共和地区の様相」『城内・日延・東田・浅見境北遺跡』児玉町文化財調査報告書第23集
- 野口泰宣 (1998) 「共和地区の郷村と中世館跡」『向田A・向田B・耆丁田遺跡』児玉町文化財調査報告書第27集
- 根岸篤太郎 (1981) 「近世児玉に関する二・三の問題」『武蔵国児玉郡児玉村諸家文書』児玉町史史料調査報告第7集
- 根岸篤太郎 (1987) 「文政十二年御用向日記と近世後期の八幡山町」『八幡山町史料集一』児玉町史史料調査報告第10集
- 長谷川典明 (1981) 『神流川流域用水の研究』埼玉県長期研修教員報告
- 長谷川典明 (1989) 「九郷用水について」『九郷用水関係資料集』児玉町史史料調査報告 第12集
- 葉山 禎作 (1983) 「小農農法の成立と小農技術の展開」『技術の社会史』2
- 宮本直樹 (1997) 『滝下遺跡』岡部町埋蔵文化財調査報告書 第2集
- 宮本直樹 (1998) 『岡部条里遺跡』岡部町埋蔵文化財調査報告書 第3集
- パリノサーヴェイ (1995) 「A2道路地区における自然化学分析」『大久保山Ⅲ』早稲田大学本庄校地文化財調査報告3
- 児玉町史編さん委員会 (1989) 『九郷用水関係資料集』児玉町史史料調査報告 第12集
- 児玉町史編さん委員会 (1990) 『児玉町史』近世資料編
- 児玉町史編さん委員会 (1992) 『児玉町史』中世資料編
- 児玉町史編さん委員会 (1997) 『武蔵国児玉郡八幡山町福田家所蔵文書』児玉町史史料調査報告第16集
- 本庄市史編集室 (1986) 『本庄市史』通史編Ⅰ

兒玉条里
基礎資料

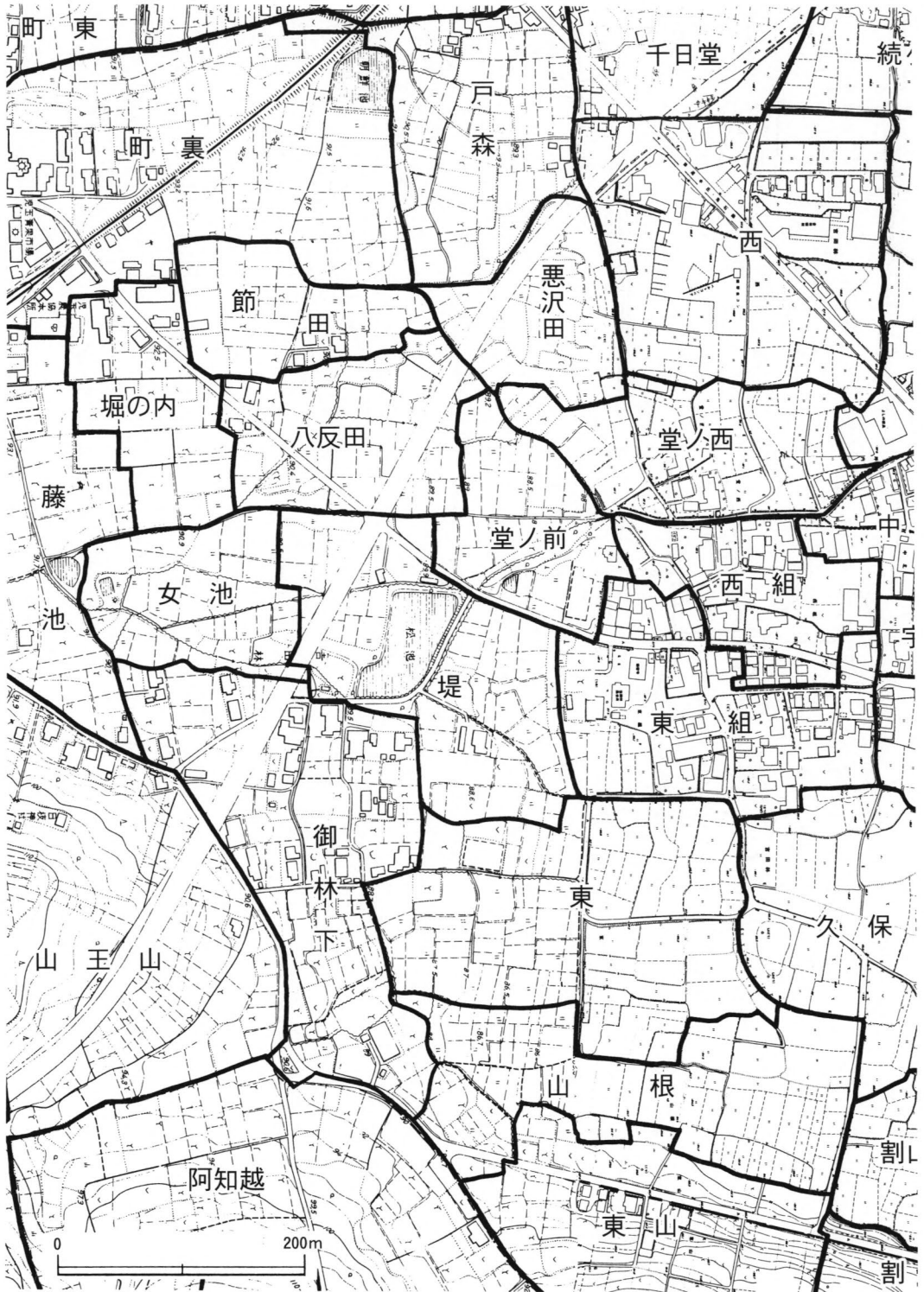




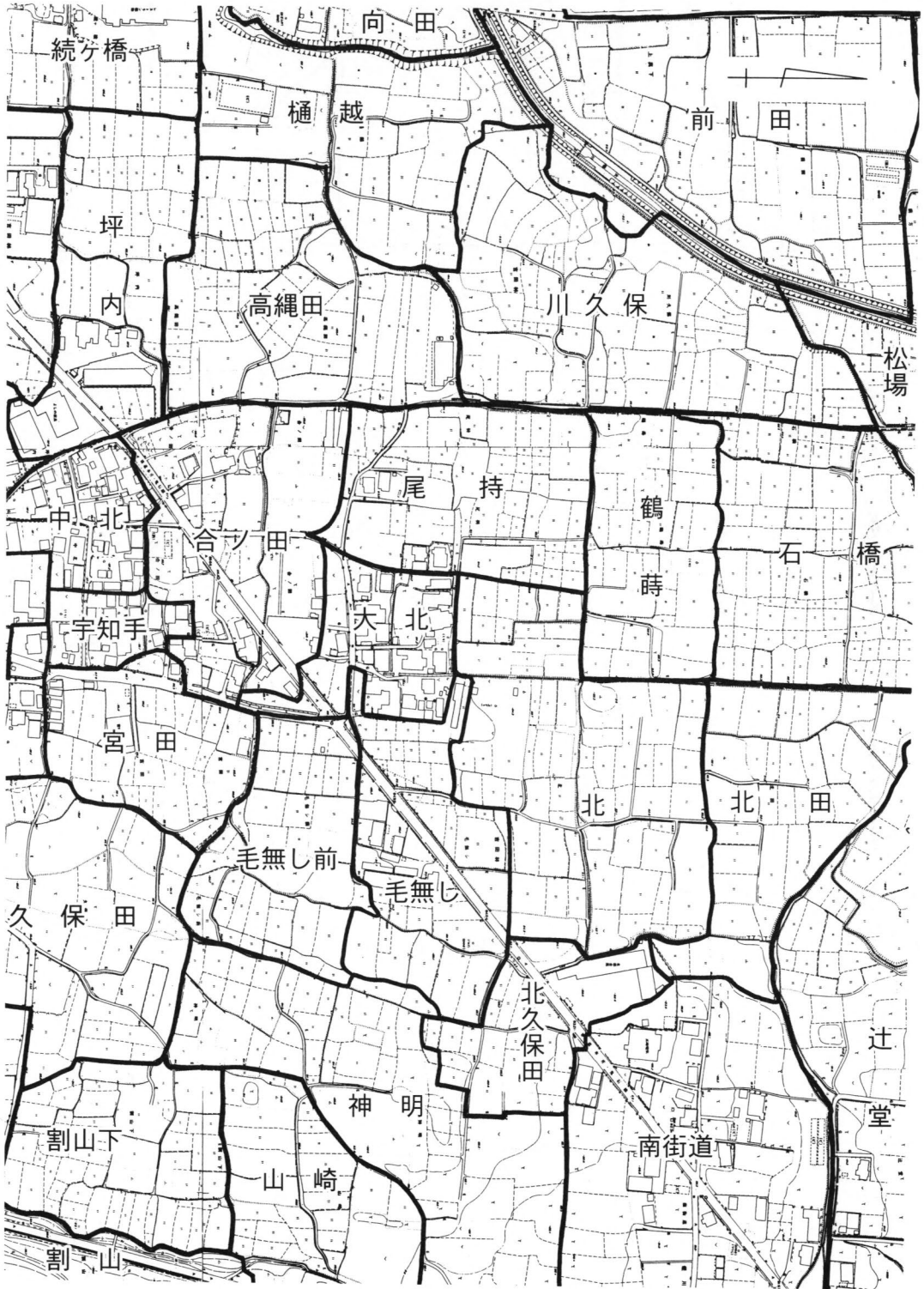
基图 1 児玉条里遺跡平面图 (1)







基図3 児玉条里遺跡字切図





基図4 条里水田の現況用排水系統及び水掛かり系統



図版

児玉条里写真撮影地点（写真番号と対応）

<蛭川地区>

「大堀」(駒形神社の森が
見える) 東から

1



「大堀」(下流を望む)
西から

2



「大堀」堰 (共和小学校
南東隅) 西から

3



図版 2

「大堀」(堰より上流を臨む)
東から

4



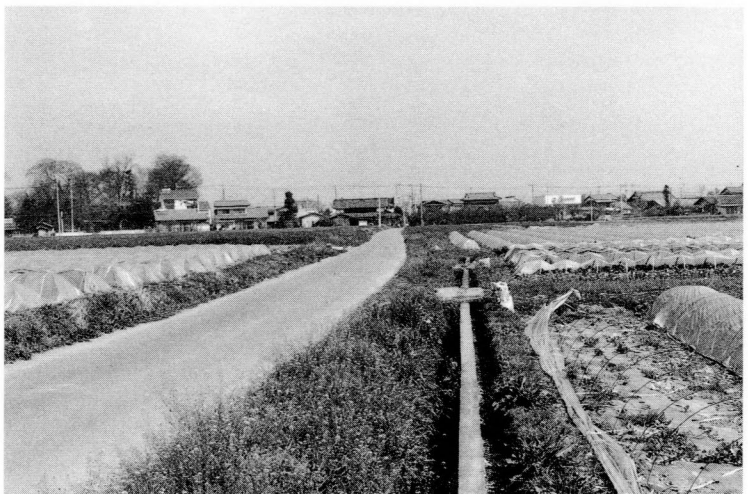
「大堀」(堰より下流を臨む)
西から

5



並走する用水路 (蛭川集落が見える、「柳町」地内) 南から

6



東流する用水路（「柳町」
地内）西から
7



並走し東流する用水路、
東から
8



並走し東流する用水路、
東から
9



図版 4

並走し東流する用水路、
西から
10



並走し、東流する用水路、
東から
11



東流する用水路、西から
12



東流する用水路、東から
13



東流する用水路、東から
14



東流する用水路（下流を
臨む）西から
15



図版 6

東流する用水路、東から

16



<吉田林地区>

「東堀」、北から

17



取水口、北から

18



合流点（T字形、東へ
落とされる）西から

19



「中堀」から分水された用水路
（「東」地内を灌漑する）東から

20



「東」地内の水田を臨む、
東から

21



図版 8

東流する用水路（生野山が
見える）西から

22



東流する用水路（吉田林
集落が見える）東から

23



北流する用水路（「東」地内
の水田を灌漑する）北から

24



北流する用水路、南から
25



北流する用水路、南から
26



合流点（遠くに陣見山が
見える）北から
27



蛇行する用水路と取水口、
南から

28



用水路が鉤の手状に
屈曲する、南から

29



樋越し (右手に生野山)
南から

30



生野山丘陵縁辺を流下する
用水路、南から
31



合流点（十字形、北流する
用水路に集水する）東から
32



合流点（反対から）西から
33



図版 12

<高関・下浅見地区>

分水点（斜め前方より、
「高関」地内）

34



分水点（前方から、
「高関」地内）

35



分水点から上流を臨む
（「高関地内」）東から

36



用水路（「さしかまど分口」
付近）

37



分水点（「さしかまど分口」
付近）

38



二流に分かれ、並走する用水路
（「飯玉東」地内）南から

39



図版 14

東へ曲がる用水路（浅見山
が見える）西から
40



東へ曲がる用水路（浅見山
が見える）西から
41



分流点（「飯玉東」地内）
西から
42



分流点（近くから）

43



南へ曲がる用水路、東から

44



南へ曲がる用水路、西から

45



図版 16



東へ曲がる用水路、北から
46

<児玉条里遺跡南部地区現況>



排水路（蛭川地区）東から
47



蛭川遠景、生野山を臨む
48

吉田林地区
49



吉田林地区
50



吉田林地区
51



吉田林地区

52



高関付近、東から

53



男堀川（浅見山が見える）
西から

54





1. 児玉条里遺跡A-1区



2. 児玉条里遺跡調査区A北半



1. 児玉条里遺跡A-1区



2. 児玉条里遺跡A-3・4区



1. 兒玉条里遺跡A-1区第6号溝



2. 兒玉条里遺跡A-1区第7号溝



1. 兒玉条里遺跡調査区B全景



2. 兒玉条里遺跡B-2区第1号溝



1. 児玉条里遺跡調査区B調査風景



2. 児玉条里遺跡調査区C全景



1. 兒玉条里遺跡C-1区



2. 兒玉条里C-2区



1. 児玉条里遺跡調査区D全景



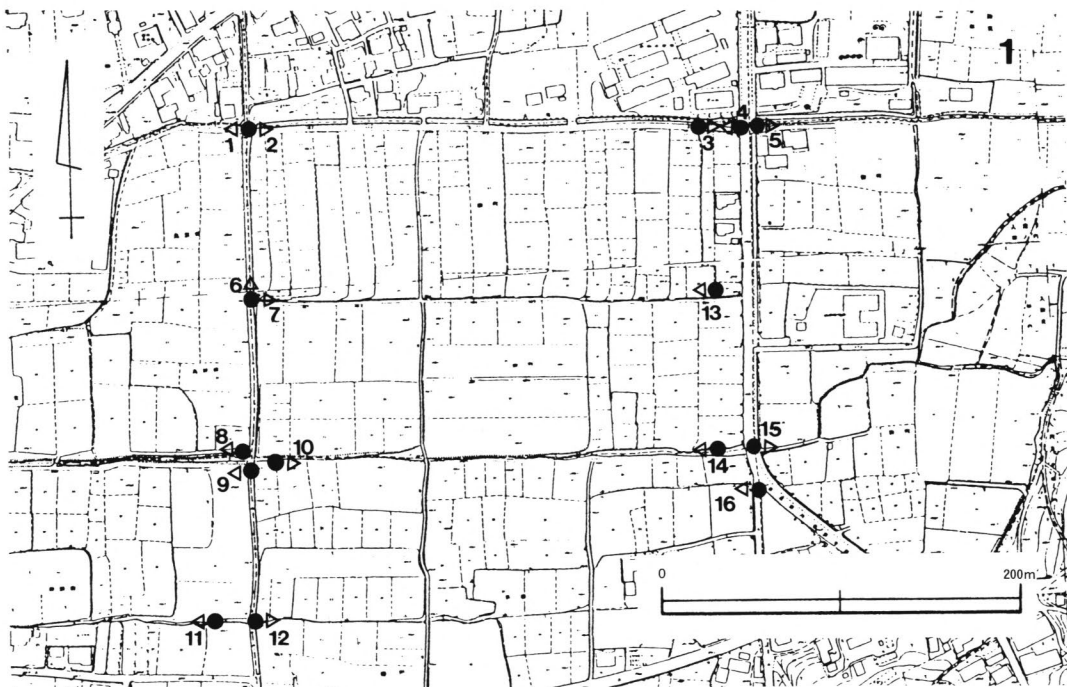
2. 児玉条里遺跡D-1区第1号溝



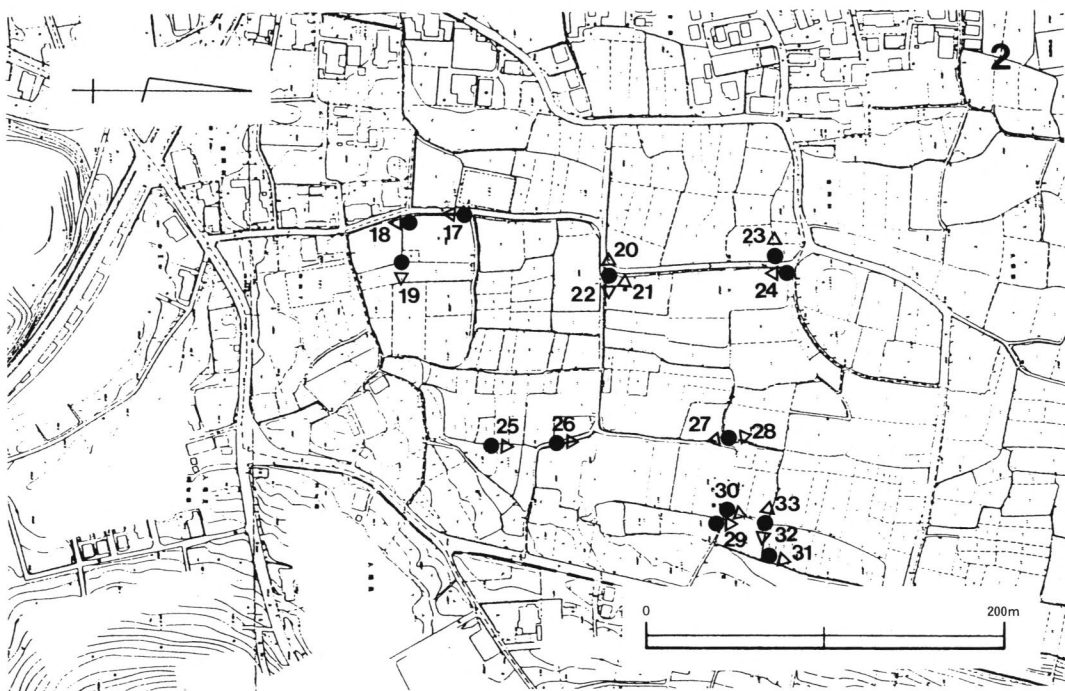
1. 山根堀 (蛭川地区)



2. 水口祭祀 (下浅見地区)



〈蛭川地区写真撮影地点〉



〈吉田林地区写真撮影地点〉

報告書抄録

フリガナ	コダマジョウリイセキ						
書名	児玉条里遺跡						
副書名	町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書					巻次	29
シリーズ	児玉町文化財調査報告書					巻次	第34集
編集者	鈴木徳雄・桜井和哉						
編集機関	児玉町教育委員会						
所在地	〒367-0298 埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368 TEL 0495 (72) 1331						
発行日	2000年3月21日						
フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地	コード		北緯 (° ' ")	東経 (° ' ")	調査面積	調査原因
コダマジョウリイセキ 児玉条里遺跡	コダマダウ コダママチオキアザ 児玉郡児玉町大字 キタバヤシアザツルマキホカ 吉田林字鶴蒔他	市町村	遺跡	36° 12' 05"	139° 08' 22"	1400 m ²	九郷 かん排
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
児玉条里遺跡	条里	古代～近世	溝状遺構・土壙他	土器	古代水田層及び中世埋没条里遺構を検出		

児玉町文化財調査報告書第34集

児玉条里遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書29

平成12年3月21日印刷

平成12年3月21日発行

発行者 児玉町教育委員会

埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368

印刷所 たつみ印刷株式会社

埼玉県深谷市東大沼356

